吹田市

障がい者支援プラン

〈第7期吹田市障がい福祉計画
第3期吹田市障がい児福祉計画〉

令和6年（2024年）3月
吹田市

＊「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい福祉施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）２月１日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

＜ 目　次 ＞

第１章　吹田市障がい者支援プラン
（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）の概要 ・・・・・　1

１　計画策定の趣旨 ・・・・・

（１）障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進 …… 94
（２）障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 …… 94
（３）障がい者に対する虐待の防止 …… 95
（４）事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実 …… 95
（５）障がい福祉人材の確保、定着及び養成 …… 96

第４章　第３期吹田市障がい児福祉計画 …… 99

１　基本的な考え方 …… 100
（１）地域支援体制の構築 …… 100
（２）保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 …… 101
（３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 …… 101
（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 …… 102
（５）障がい児相談支援の提供体制の確保 …… 102
２　成果目標 …… 103
（１）障がい児支援の提供体制の整備等 …… 103
（２）相談支援体制の充実・強化 …… 110
（３）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 … 111
３　障がい児支援の利用見込みとその確保策 …… 113
（１）障がい児通所支援等 …… 113
（２）地域生活支援事業 …… 116
（３）子ども・子育て支援等 …… 117

第５章　計画に基づく施策の推進に向けて …… 119

１　実施体制と進行管理 …… 120
（１）実施体制 …… 120
（２）進行管理 …… 120

資　料 …… 121

吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び
第３期吹田市障がい児福祉計画）策定経過 …… 122
用語の解説 …… 131

（コラム）

ヘルプマークって？ …… 8
すいぱんのお話 …… 46
“障がい者相談支援センター”って？ …… 68
“地域活動支援センター”って？ …… 93
障がい福祉のしごと …… 97
合理的配慮って？ …… 98

第1章 吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第４期吹田市障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第６期吹田市障がい福祉計画及び第２期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

平成28年度（2016年度）から令和８年度（2026年度）までを計画期間とする「第４期吹田市障がい者計画」においては、「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の３つの基本的方向性を掲げ、障がいのある人に関わる施策分野の考え方について明らかにしています。

また、令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までを計画期間とする「第６期吹田市障がい福祉計画及び第２期吹田市障がい児福祉計画」においては、第４期吹田市障がい者計画の基本理念の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上で、基盤となる障がい福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。

国においては、障がいのある人に関わる制度改革が進められ、各種関係法令が成立しました。

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和３年度）

医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。

○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和３年度）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）について規定されました。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）の施行（令和４年度）

障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、６分野にわたる基本的施策が示されました。

○ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和６年４月施行予定）

努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により令和６年（2024年）４月１日から義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要となりました。

○ 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和６年４月施行予定）

障害者総合支援法施行後３年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれました。

大阪府においては、令和３年度（2021年度）を始期とする「第５次大阪府障がい者計画」（第６期大阪府障がい福祉計画及び第２期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取組の方向性が示されました。

本市においては、「手話言語条例（吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例）」が令和５年度（2023年度）に施行され、手話の普及やコミュニケーション手段の選択など、障がい特性に合った情報取得に係る施策を総合的、計画的に行うことが盛り込まれました。

以上の状況を踏まえ、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）を計画期間とする「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」を策定し、障がい者及び障がい児に係る施策を一体的に推進します。

２　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけと期間

「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」は本市における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスについて、それぞれ種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。近年めまぐるしく変動する障がい福祉施策の情勢に対応しながら、施策の充実を図るため、一体的に両計画を推進します。

本計画の計画期間は、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの３年間です。

障がい者計画と障がい者支援プラン（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画）

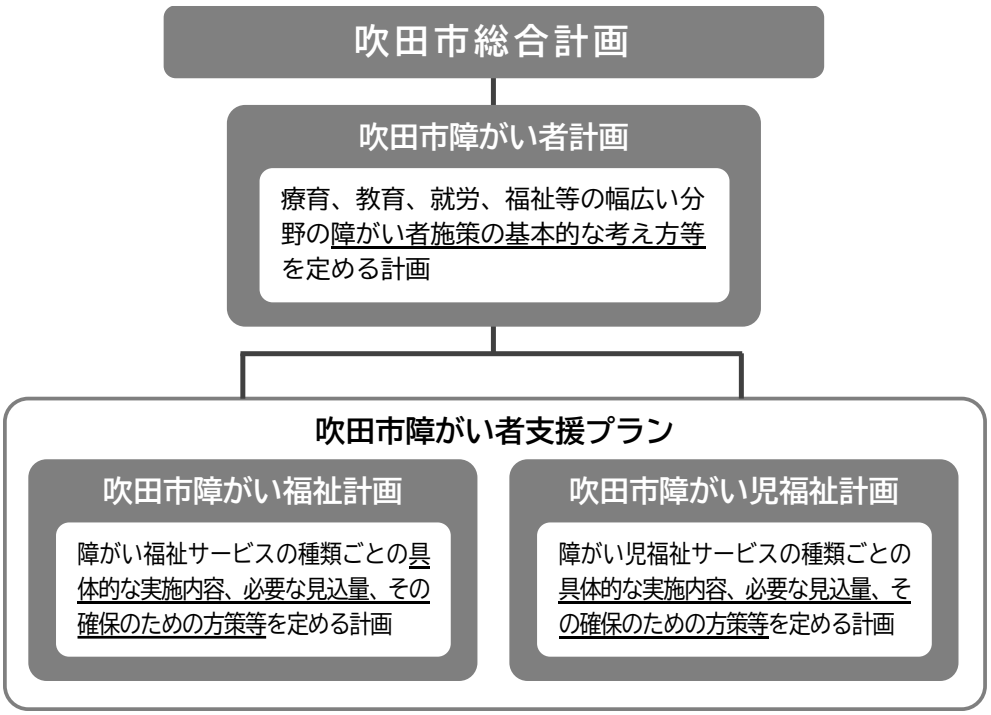
	第4期吹田市障がい者計画	吹田市障がい者支援プラン	
		第7期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）	
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	

（２）他計画との関係性

本計画は、本市のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の部門別計画である「吹田市障がい者計画」を踏まえ策定します。

策定にあたっては、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」、「大阪府医療計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。

他計画との関係



各計画の期間

		H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
総合計画		第3次総合計画				第4次総合計画							
障がい者計画		第3期	第4期障がい者計画										
障がい者支援プラン	障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
	障がい児福祉計画				第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

（３）計画の基本的な考え方

「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」では、国の基本指針を踏まえ、「第４期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、施策を推進していきます。

第４期障がい者計画の基本理念と基本的方向性

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

- ■ 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- ■ 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ■ ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っています。ＳＤＧｓは、2015年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。全17の目標分野のうち、本計画は「目標１　貧困をなくそう」、「目標３　すべての人に健康と福祉を」、「目標４　質の高い教育をみんなに」、「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」、「目標８　働きがいも経済成長も」、「目標10　人や国の不平等をなくそう」、「目標11　住み続けられるまちづくりを」、「目標13　気候変動に具体的な対策を」、「目標16　平和と公正をすべての人に」、「目標17　パートナーシップで目標を達成しよう」の10分野に関わる施策内容を含んでいます。



目標１　貧困をなくそう



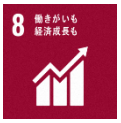
目標３　すべての人に健康と福祉を



目標４　質の高い教育をみんなに



目標５　ジェンダー平等を実現しよう



目標８　働きがいも経済成長も



目標10　人や国の不平等をなくそう



目標11　住み続けられるまちづくりを



目標13　気候変動に具体的な対策を



目標16　平和と公正をすべての人に



目標17　パートナーシップで目標を達成しよう

３　計画の策定体制等

（１）計画策定のための審議会

学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者等の公募市民も参画のもと、本計画の策定にあたっての議論をいただき、答申を受けました。

また、同専門分科会に設置した作業部会において、計画策定に向けた作業に携わっていただきました。

（２）当事者等からのアンケート及び意見聴取等

令和５年（2023年）に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「第７期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」、通所受給者証の所持者を対象とした「第３期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。

また、障がい当事者や障がい福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取したほか、計画案について、広く市民の意見等を聴取するパブリックコメントを実施し、計画素案策定の参考としました。

以上を踏まえ、庁内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。

コラム

ヘルプマークって？



【裏面シール（例）】

私の名前

電話番号・血液型
薬について
緊急連絡先・かかりつけ医

〇〇してください。
〇〇が苦手です。

＜ヘルプマーク＞

援助や配慮をしてほしいことを周囲に知らせるマークです。
特に書類の提示は必要なく、申し出に対し市役所の窓口などでお渡ししています。
裏面に付属のシールをはって周囲に伝え

＜ヘルプマークをみかけたら＞

★電車内で席をゆずる
★困っているようであれば声をかける
などの思いやりのある行動をお願いしま

＜ヘルプマークの配布場所＞

◇吹田市役所（障がい福祉室）
◇市立総合福祉会館
◇吹田市保健所
◇障がい者相談支援センター6 か所
◆内本町
◆片山・岸部
◆豊津・江坂・南吹田
◆千里山・佐井寺
◆亥の子谷
◆千里ニュータウン

第2章 障がい者を取り巻く状況

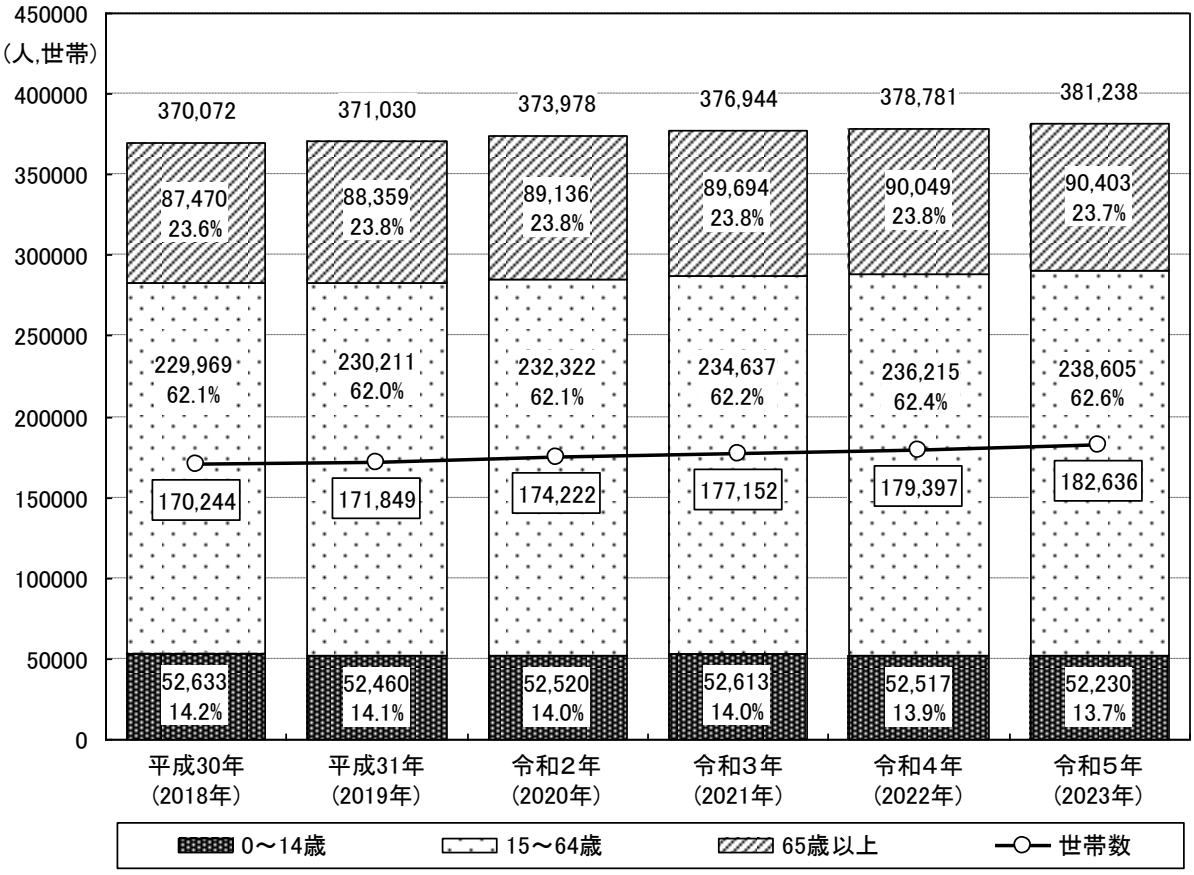
１　人口及び障がい者数の推移

（１）人口の推移

吹田市の人口及び世帯数は、緩やかに増加する傾向が続いています。

年齢区分別にみると、０歳から14歳までの年少人口については横ばい状況にあるのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口は微増傾向を続けており、令和５年（2023年）３月末現在の市民全体の占める65歳以上の人の割合（高齢化率）は23.7%となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（３月末現在）

（２）障がい者の状況

ア　概況

吹田市の身体障がい者手帳の所持者数は令和元年度（2019年度）以降減少傾向に、療育手帳の所持者は横ばいの状況にあります。また、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は毎年増加しています。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和４年度（2022年度）末現在19,125人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.0%にあたります。また、平成30年度（2018年度）と比べて5.5%の減少となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）
人口総数 a	371,030人	373,978人	376,944人	378,781人	381,238人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	20,240人	20,881人	18,622人	18,731人	19,125人
身体障がい者手帳 b1	14,191人	14,479人	12,360人	12,292人	12,184人
療育手帳 b2	3,239人	3,378人	3,080人	3,175人	3,273人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	2,810人	3,024人	3,182人	3,292人	3,668人
精神通院医療利用者	6,013人	6,282人	6,919人	6,615人	6,996人
手帳所持者の比率 c=b/a	5.5%	5.6%	4.9%	4.9%	5.0%

※各年度末現在

※人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）
※各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）
※令和２年度(2020年度)から身体障がい者手帳及び療育手帳について、職権消除を行いました。

イ　身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数は、令和４年度（2022年度）末現在12,184人で、平成30年度（2018年度）と比べて約0.85倍となっています。

主障がいの部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年代別には、65歳以上が多くなっています。

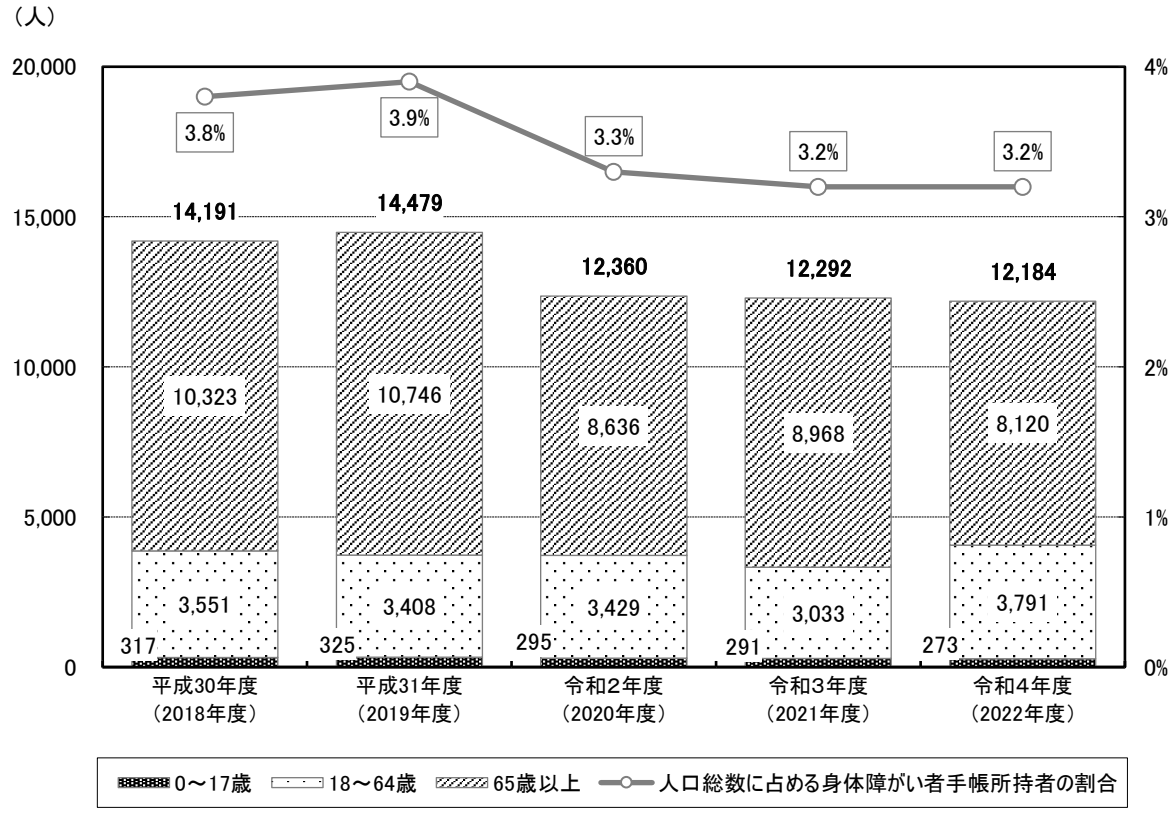
主障がいの部位別身体障がい者手帳所持者数

区　分	総　数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	肢体不自由	音声･言語･そしゃく機能障がい	内部障がい
平成30年度(2018年度)	14,191人	878人	971人	8,245人	157人	3,940人
令和元年度(2019年度)	14,479人	915人	1,010人	8,145人	165人	4,244人
令和２年度(2020年度)	12,360人	760人	871人	6,855人	145人	3,729人
令和３年度(2021年度)	12,292人	760人	865人	6,763人	145人	3,759人
令和４年度(2022年度)	12,184人	753人	874人	6,691人	130人	3,736人

※各年度末現在

※令和２年度(2020年度)から身体障がい者手帳について、職権消除を行いました。

年齢３区分別身体障がい者手帳所持者数



※各年度末現在

ウ　知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和４年度（2022年度）末現在3,273人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.01倍となっています。

判定別にみると、重度であるＡが全体の44.7%を占めて多く、令和２年度（2020年度）以降は各判定とも毎年増加する傾向にあります。年代別には、18～64歳が多くなっています。

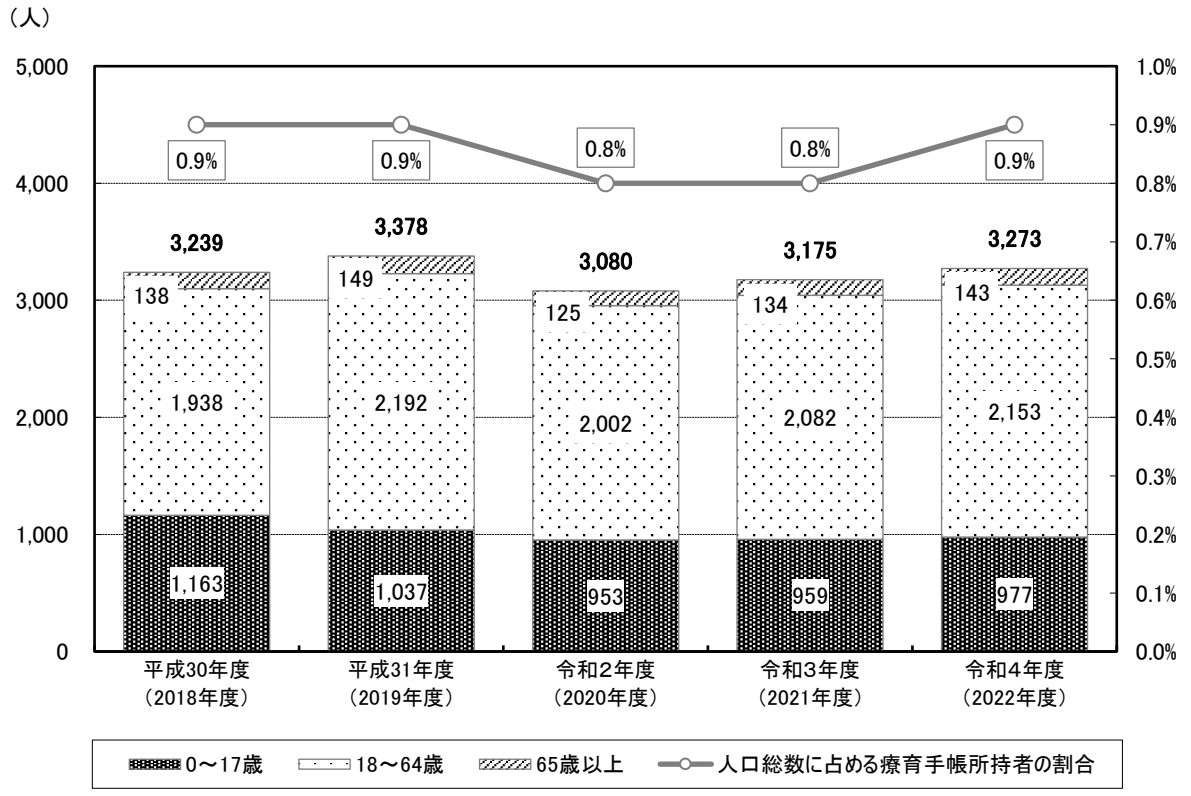
判定別療育手帳所持者数

	総　数	Ａ（重度）	Ｂ１（中度）	Ｂ２（軽度）
平成30年度(2018年度)	3,239人	1,461人	642人	1,136人
令和元年度(2019年度)	3,378人	1,493人	653人	1,232人
令和２年度(2020年度)	3,080人	1,419人	558人	1,103人
令和３年度(2021年度)	3,175人	1,442人	572人	1,161人
令和４年度(2022年度)	3,273人	1,464人	596人	1,213人

※各年度末現在

※令和２年度(2020年度)から療育手帳について、職権消除を行いました。

年齢３区分別療育手帳所持者数



※各年度末現在

また、身体障がい者手帳と療育手帳を重複して所持している人は、近年横ばい状況となっています。

身体障がい者手帳と療育手帳の重複所持者数

	総　数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成30年度(2018年度)	627人	516人	53人	58人
令和元年度(2019年度)	642人	528人	52人	62人
令和２年度(2020年度)	622人	518人	48人	56人
令和３年度(2021年度)	628人	523人	47人	58人
令和４年度(2022年度)	620人	524人	41人	55人

※各年度末現在

エ　精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和４年度（2022年度）末現在3,668人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.3倍となっています。等級別には、２級が52.5%を占めており、２級と３級については毎年増加しています。年代別には、18～64歳が多くなっています。

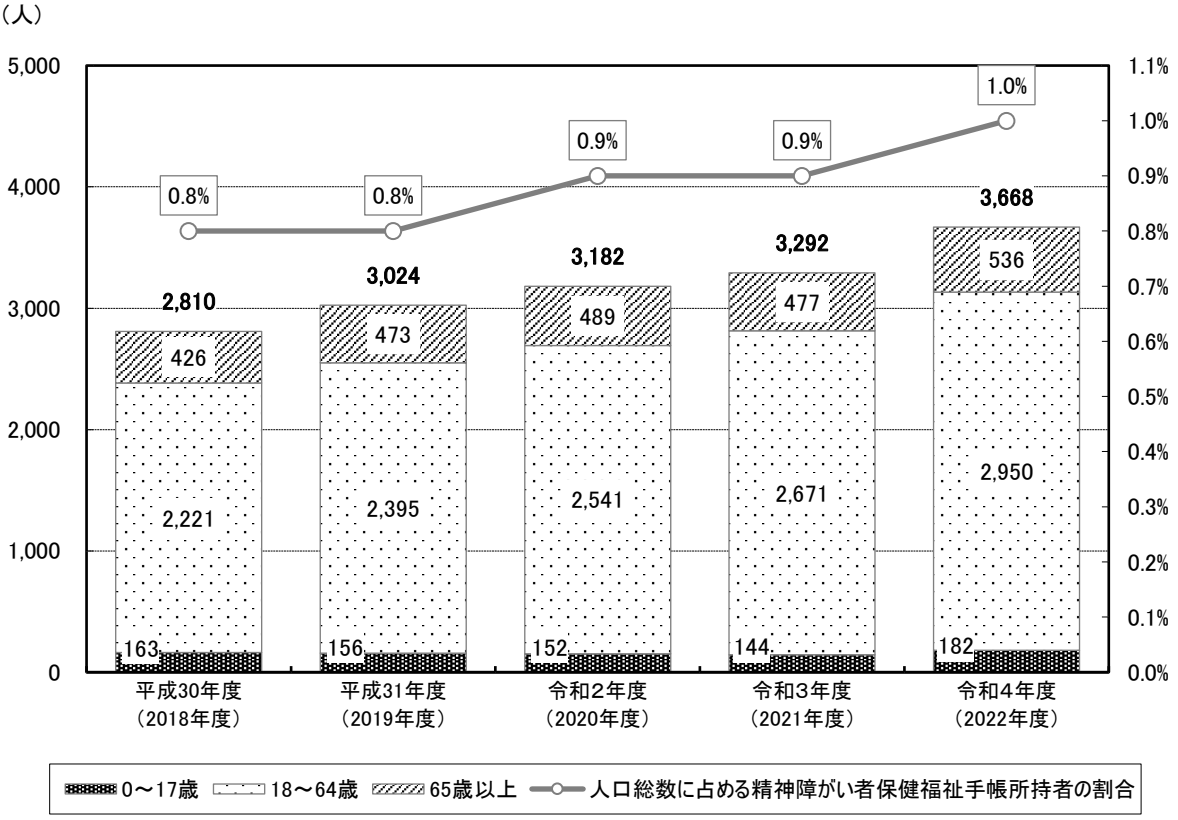
また、通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和４年度（2022年度）末現在6,996人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費負担受給者数
	総　数	1級	2級	3級	
平成30年度(2018年度)	2,810人	261人	1,620人	929人	6,013人
令和元年度(2019年度)	3,024人	253人	1,697人	1,074人	6,282人
令和２年度(2020年度)	3,182人	259人	1,757人	1,166人	6,919人
令和３年度(2021年度)	3,292人	276人	1,771人	1,245人	6,615人
令和４年度(2022年度)	3,668人	272人	1,926人	1,470人	6,996人

※各年度末現在

年齢３区分別精神障がい者保健福祉手帳所持者数〔令和４年度(2022年度)末〕



※各年度末現在

オ　難病患者等

難病患者等給付金支給者数は、令和４年度（2022年度）末現在1,045人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.3倍となっています。

難病患者等給付金支給者数

	総　数	指定難病罹患者	特定疾患罹患者
平成30年度(2018年度)	817人	814人	3人
令和元年度(2019年度)	975人	973人	2人
令和２年度(2020年度)	998人	996人	2人
令和３年度(2021年度)	984人	982人	2人
令和４年度(2022年度)	1,045人	1,044人	1人

※各年度末現在

カ　障がい支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定を受けた人は、令和４年度（2022年度）末現在2,379人で、平成30年度（2018年度）と比べて約1.1倍となっています。

主たる障がい等別には、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、難病患者の順で多く、認定区分別には介護・支援を必要とする状態が重い区分６が最も多くなっています。

主たる障がい等別障がい支援区分認定者数

	総　数	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
平成30年度(2018年度)	2,130人	568人	1,013人	539人	10人
令和元年度(2019年度)	2,178人	560人	1,061人	548人	9人
令和２年度(2020年度)	2,247人	557人	1,093人	584人	13人
令和３年度(2021年度)	2,313人	543人	1,117人	642人	11人
令和４年度(2022年度)	2,379人	558人	1,112人	695人	14人

※各年度末現在

区分別障がい支援区分認定者数

	総　数	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
平成30年度(2018年度)	2,130人	15人	318人	454人	435人	363人	545人
令和元年度(2019年度)	2,178人	19人	311人	473人	451人	364人	560人
令和２年度(2020年度)	2,247人	21人	301人	493人	465人	383人	584人
令和３年度(2021年度)	2,313人	23人	304人	503人	476人	391人	616人
令和４年度(2022年度)	2,379人	18人	317人	505人	504人	405人	630人

※各年度末現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します

２　障がい福祉施策に関わる市民の意識

（１）第７期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート

ア　調査方法と回収状況

調査対象	令和５年（2023年）５月現在、18歳以上で身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、本市障がい福祉サービスの支給決定を受けている方及び本市難病患者等給付金支給対象者の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収、WEB回答フォームによる回答を併用
調査期間	令和５年（2023年）５～６月
回収状況	配　布　数：2,000件 有効回答数：1,052件（調査票用紙による回答997件、WEB回答55件） 有効回答率：　52.6%

イ　調査結果の概要

（ア）現在の生活で必要な支援（グラフは次ページ）

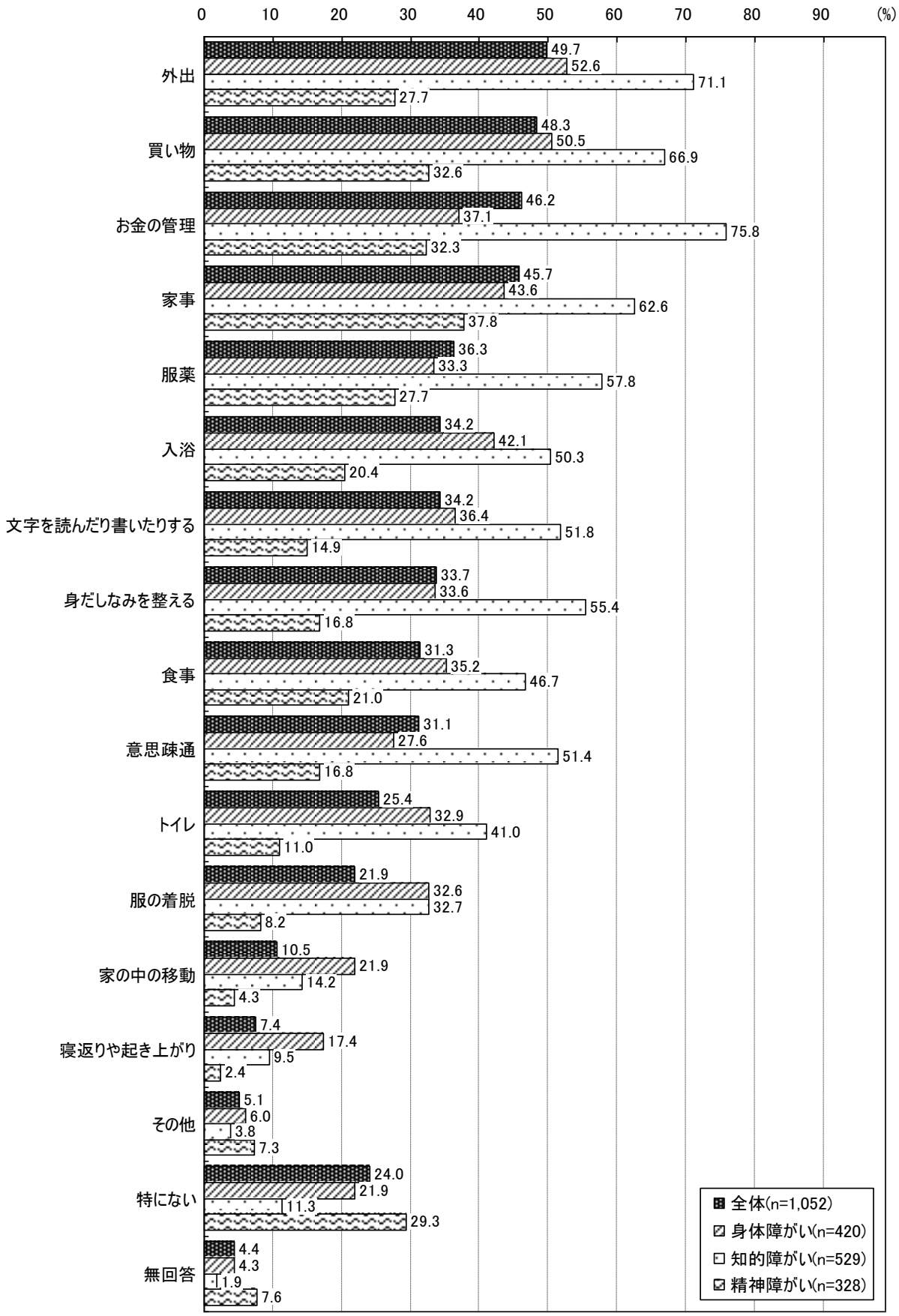
何らかの支援が必要な人は全体の71.6%で、支援を必要とする主な内容は「外出」（49.7%）、「買い物」（48.3%）、「お金の管理」（46.2%）、「家事」（45.7%）などとなっています。また、障がい種別では、特に知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいにおいて、支援が必要であると回答した人の割合が高くなっています。

現在の生活で必要な支援（あてはまるものすべて）

単位：%	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	難病 (n=98)	発達障がい (n=203)	高次脳機能 (n=31)	強度行動 (n=93)
外出	49.7	52.6	**71.1**	27.7	33.7	57.6	54.8	**82.8**
買い物	48.3	50.5	**66.9**	32.6	30.6	**60.1**	48.4	**80.6**
お金の管理	46.2	37.1	**75.8**	32.3	16.3	**66.5**	54.8	**83.9**
家事	45.7	43.6	**62.6**	37.8	23.5	**61.1**	45.2	**77.4**
服薬	36.3	33.3	**57.8**	27.7	19.4	**50.2**	**48.4**	**82.8**
入浴	34.2	42.1	**50.3**	20.4	23.5	37.9	**45.2**	**71.0**
文字を読んだり書いたりする	34.2	36.4	**51.8**	14.9	17.3	**45.8**	35.5	**72.0**
身だしなみを整える	33.7	33.6	**55.4**	16.8	19.4	**46.8**	**48.4**	**73.1**
食事	31.3	35.2	**46.7**	21.0	19.4	39.4	**41.9**	**65.6**
意思疎通	31.1	27.6	**51.4**	16.8	15.3	**45.8**	32.3	**75.3**
トイレ	25.4	32.9	**41.0**	11.0	18.4	33.0	25.8	**64.5**
服の着脱	21.9	**32.6**	**32.7**	8.2	21.4	24.1	**35.5**	**48.4**
家の中の移動	10.5	**21.9**	14.2	4.3	9.2	7.9	12.9	12.9
寝返りや起き上がり	7.4	**17.4**	9.5	2.4	9.2	3.4	16.1	6.5
その他	5.1	6.0	3.8	7.3	8.2	5.4	6.5	5.4
特にない	24.0	21.9	11.3	29.3	**42.9**	15.8	16.1	5.4
無回答	4.4	4.3	1.9	7.6	8.2	2.0	9.7	1.1

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

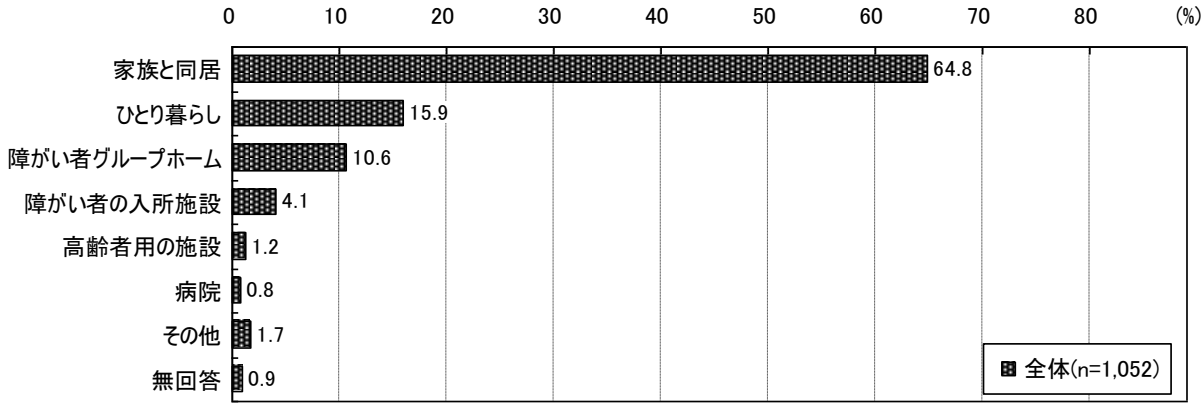
現在の生活で必要な支援



（イ）現在暮らしているところ

「家族と同居」（64.8%）、「ひとり暮らし」（15.9%）、「障がい者グループホーム」（10.6%）、「障がい者の入所施設」（4.1%）の順となっています。

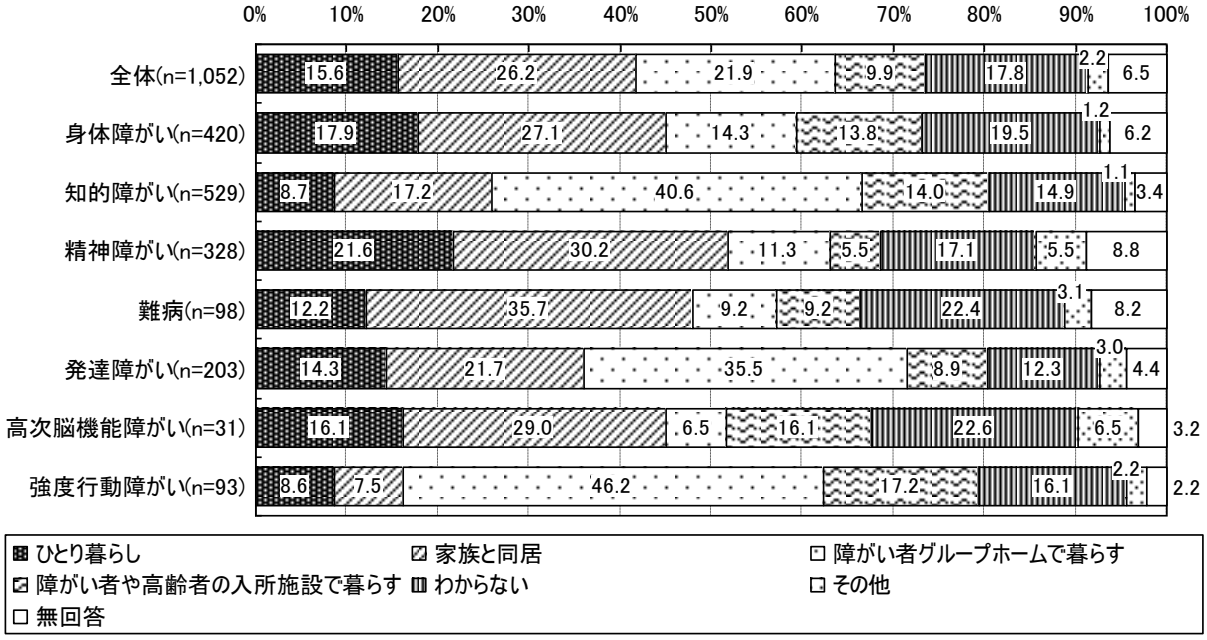
現在暮らしているところ



（ウ）将来どのように暮らしたいか

「障がい者グループホームで暮らす」と回答した人は全体では21.9%ですが、知的障がい（40.6%）、発達障がい（35.5%）、強度行動障がい（46.2%）で多くみられました。また、現在家族と同居している人のうち19.6%が、「障がい者グループホームで暮らす」と回答しています）。

将来どのように暮らしたいか



将来どのように暮らしたいか

単位：％	全体 (n=1,052)	現在暮らしているところ						
		一人暮らし (n=167)	家族と同居 (n=682)	グループホーム (n=112)	入所施設 (n=43)	高齢者施設 (n=13)	病院 (n=8)	その他 (n=18)
ひとり暮らし	15.6	47.9	10.7	6.3	0.0	0.0	12.5	11.1
家族と同居	26.2	6.0	37.8	0.9	2.3	7.7	0.0	5.6
障がい者グループホームで暮らす	21.9	1.8	19.6	80.4	2.3	0.0	0.0	11.1
障がい者や高齢者の入所施設で暮らす	9.9	3.6	6.7	4.5	72.1	76.9	50.0	5.6
わからない	17.8	25.7	17.0	6.3	20.9	7.7	25.0	38.9
その他	2.2	5.4	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
無回答	6.5	9.6	6.2	1.8	2.3	7.7	12.5	22.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

（エ）希望する暮らし方を実現するために必要なこと（グラフは次ページ）

全体では、「年金や手当などの充実」（47.9％）が最も多く、次いで「身近な相談体制」（34.0％）、「制度やサービスの情報提供」（28.2％）、「グループホームの充実」（23.5％）、「医療体制の充実」（21.9％）の順となっています。

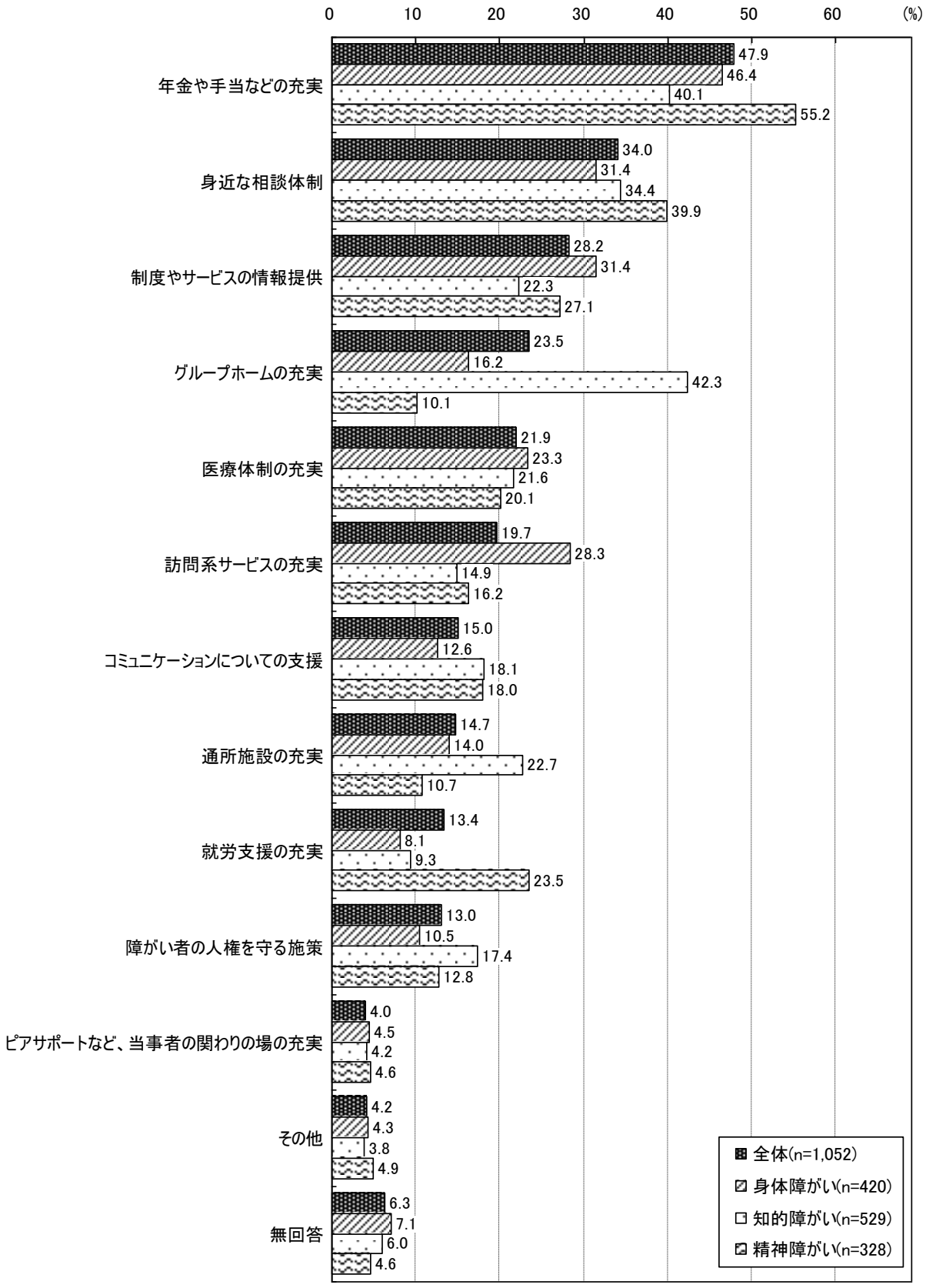
障がい福祉サービスに関しては、「グループホームの充実」と回答した人は、知的障がい（42.3％）、発達障がい（39.9％）、強度行動障がい（48.4％）、で「訪問系サービスの充実」と回答した人は、高次脳機能障がい（32.3％）、「就労支援の充実」は精神障がい（23.5％）で、それぞれ多くみられました。

将来ひとり暮らしを希望する人は、「訪問系サービスの充実」（32.9％）や「就労支援の充実」（23.2％）と回答した割合が高くなっています。

将来家族と同居を希望する人は、「訪問系サービスの充実」（25.0％）や「通所施設の充実」（19.9％）、「就労支援の充実」（15.6％）と回答した割合が高くなっています。

将来グループホームでの暮らしを希望する人は、「通所施設の充実」（19.9％）と回答した割合が高くなっています。

将来の暮らしを実現するために必要なこと（あてはまるもの３つ）



将来の暮らしを実現するために必要なこと

単位：%	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	難病 (n=98)	発達障がい (n=203)	高次脳機能 (n=31)	強度行動 (n=93)
年金や手当などの充実	47.9	46.4	40.1	55.2	50.0	47.3	38.7	33.3
身近な相談体制	34.0	31.4	34.4	39.9	24.5	34.0	35.5	26.9
制度やサービスの情報提供	28.2	31.4	22.3	27.1	36.7	25.6	32.3	25.8
グループホームの充実	23.5	16.2	**42.3**	10.1	11.2	**39.9**	12.9	**48.4**
医療体制の充実	21.9	23.3	21.6	20.1	**38.8**	19.7	22.6	24.7
訪問系サービスの充実	19.7	28.3	14.9	16.2	19.4	11.8	**32.3**	14.0
コミュニケーションについての支援	15.0	12.6	18.1	18.0	8.2	20.7	9.7	22.6
通所施設の充実	14.7	14.0	22.7	10.7	10.2	17.2	16.1	17.2
就労支援の充実	13.4	8.1	9.3	**23.5**	12.2	20.7	19.4	7.5
障がい者の人権を守る施策	13.0	10.5	17.4	12.8	11.2	17.2	6.5	**31.2**
ピアサポートなど、当事者の関わりの場の充実	4.0	4.5	4.2	4.6	3.1	3.9	9.7	4.3
その他	4.2	4.3	3.8	4.9	7.1	4.4	3.2	3.2
無回答	6.3	7.1	6.0	4.6	8.2	1.5	6.5	2.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

単位：%	全体 (n=1,052)	現在暮らしているところ					
		一人暮らし (n=164)	家族と同居 (n=276)	グループホーム (n=230)	入所施設 (n=104)	わからない (n=187)	その他 (n=23)
年金や手当などの充実	47.9	57.3	**61.2**	33.9	40.4	44.4	**60.9**
身近な相談体制	34.0	**46.3**	34.1	25.2	34.6	36.4	**47.8**
制度やサービスの情報提供	28.2	31.7	32.2	20.0	33.7	31.0	8.7
グループホームの充実	23.5	3.0	5.8	**77.8**	12.5	15.5	8.7
医療体制の充実	21.9	22.0	26.4	19.1	28.8	18.2	26.1
訪問系サービスの充実	19.7	**32.9**	25.0	7.0	8.7	24.6	21.7
コミュニケーションについての支援	15.0	10.4	9.4	16.5	**33.7**	15.5	**26.1**
通所施設の充実	14.7	5.5	19.9	20.0	20.2	10.2	4.3
就労支援の充実	13.4	23.2	15.6	6.1	2.9	15.5	21.7
障がい者の人権を守る施策	13.0	9.1	10.5	17.0	20.2	15.0	8.7
ピアサポートなど、当事者の関わりの場の充実	4.0	3.7	2.9	3.9	4.8	5.9	13.0
その他	4.2	1.8	2.9	1.7	6.7	9.1	8.7
無回答	6.3	2.4	2.2	8.7	2.9	2.7	4.3

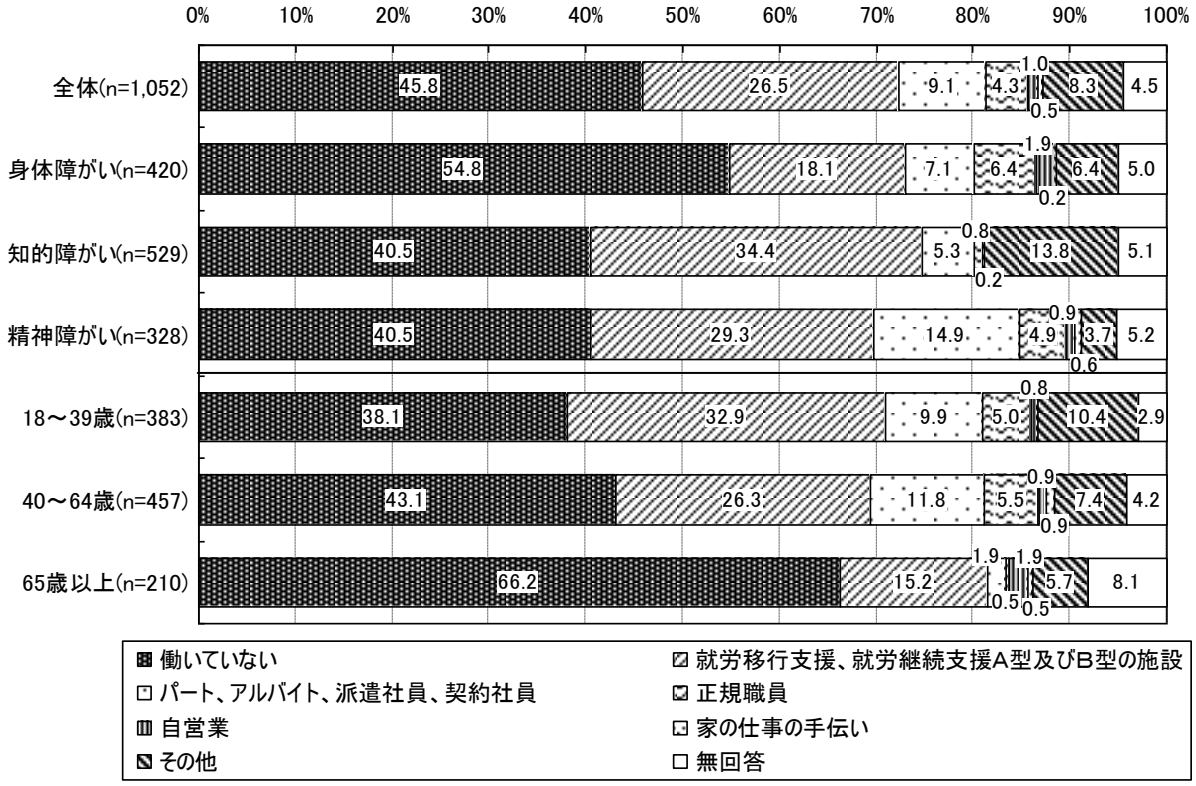
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

（オ）現在の就労状況（グラフは次ページ）

全体では、何らかの形で働いている人は49.7%で、働いていない人が45.8%となっています。内容別にみると、「就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型の施設」（26.5%）、「パート、アルバイト、派遣社員、契約社員」（9.1%）、「正規職員」（4.3%）の順となっています。

年齢別にみると、「就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型の施設」は年齢が若いほど、「働いていない」は年齢が高いほど多くみられます。

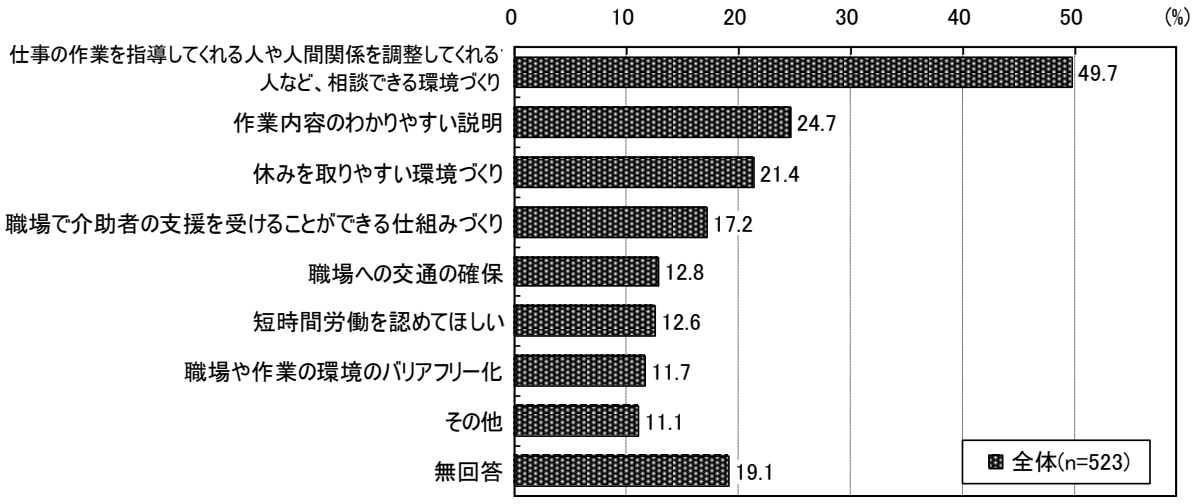
現在の就労状況



（カ）現在の仕事に必要な支援

「仕事の作業を指導してくれる人や人間関係を調整してくれる人など、相談できる環境づくり」（49.7%）が最も多く、次いで「作業内容のわかりやすい説明」（24.7%）、「休みを取りやすい環境づくり」（21.4%）、「職場で介助者の支援を受けることができる仕組みづくり」（17.2%）などとなっています。

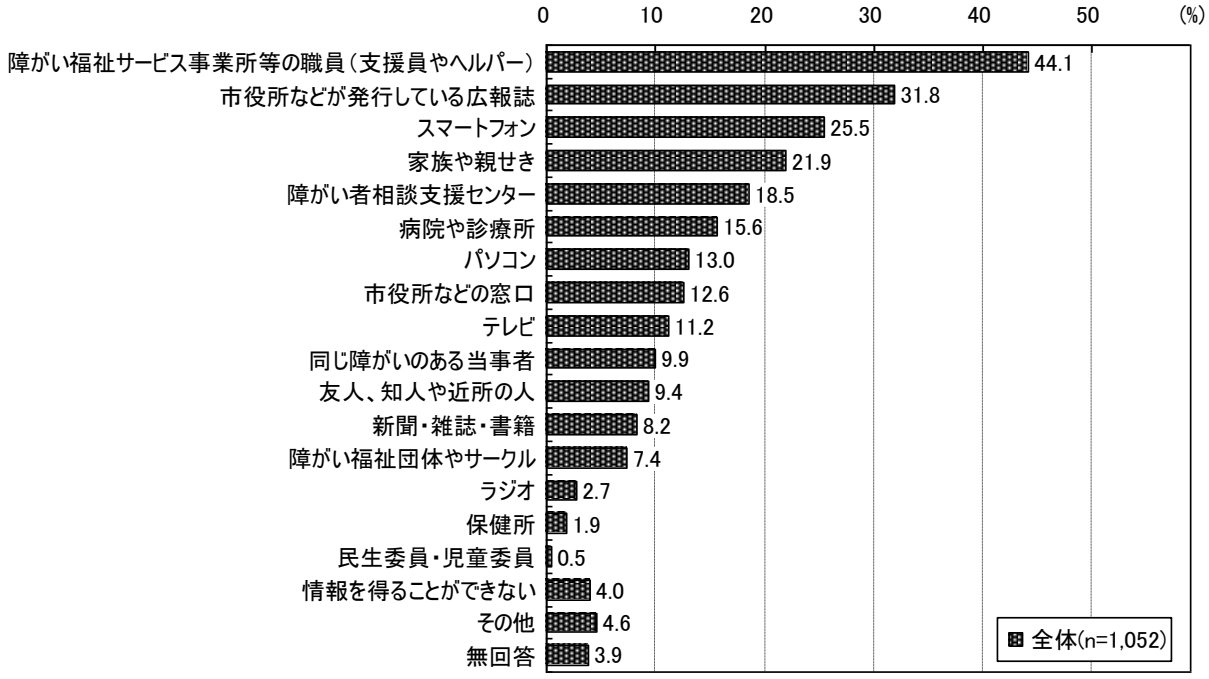
現在の仕事に必要な支援（あてはまるもの３つ）



（キ）サービスに関する情報の入手方法

「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」（44.1%）が最も多く、次いで「市役所などが発行している広報誌」（31.8%）、「スマートフォン」（25.5%）、「家族や親せき」（21.9%）、「障がい者相談支援センター」（18.5%）の順となっています。

サービスに関する情報の入手方法（あてはまるものすべて）



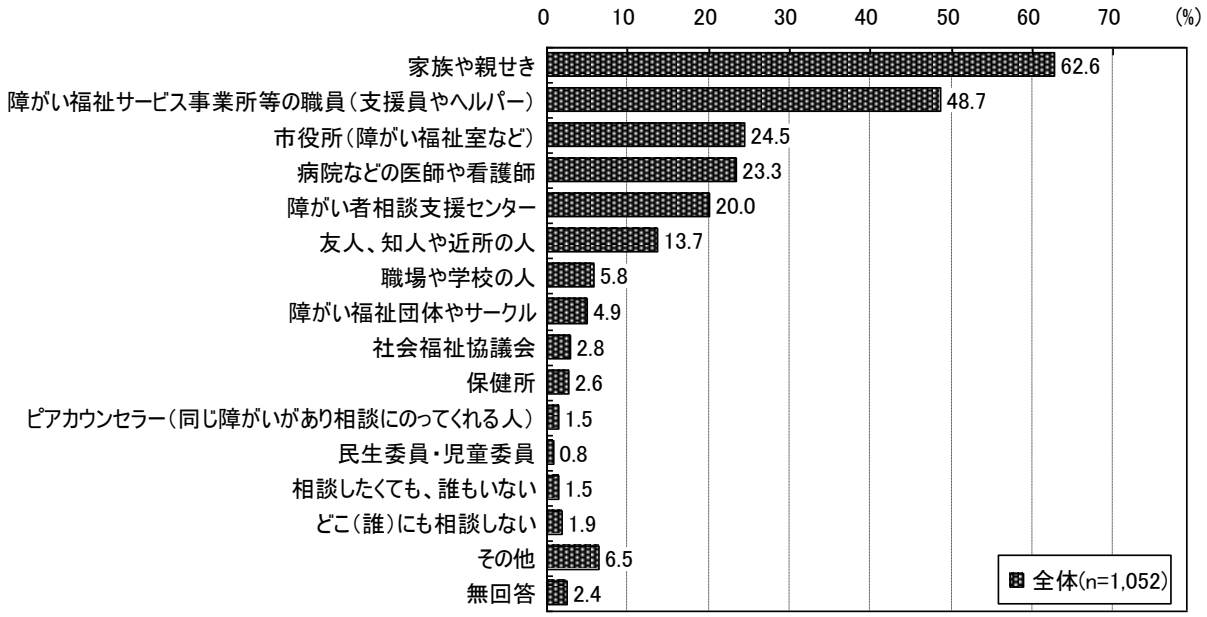
単位：%	全体 (n=1,052)	身体障がい (n=420)	知的障がい (n=529)	精神障がい (n=328)	18歳～39歳 (n=383)	40歳～64歳 (n=457)	65歳～74歳 (n=113)	75歳以上 (n=97)
障がい福祉サービス事業所等の職員	44.1	42.9	**58.2**	37.5	46.2	44.6	45.1	32.0
市役所などが発行している広報誌	31.8	33.8	22.1	28.0	23.8	32.4	**43.4**	**48.5**
スマートフォン	25.5	22.6	14.6	35.1	33.7	25.2	15.9	6.2
家族や親せき	21.9	23.6	25.3	16.2	**32.1**	14.7	15.9	20.6
障がい者相談支援センター	18.5	19.5	23.3	20.1	21.9	19.7	8.8	11.3
病院や診療所	15.6	12.1	8.9	**30.2**	15.4	18.2	8.8	12.4
パソコン	13.0	13.3	5.7	18.3	13.8	15.3	8.8	4.1
市役所などの窓口	12.6	12.6	14.4	13.1	11.2	15.8	8.0	9.3
テレビ	11.2	15.2	7.6	9.5	7.3	11.4	19.5	16.5
同じ障がいのある当事者	9.9	12.9	9.5	9.5	12.0	10.9	4.4	3.1
友人、知人や近所の人	9.4	10.2	8.5	7.9	12.0	7.4	7.1	11.3
新聞・雑誌・書籍	8.2	9.5	4.0	9.1	4.7	8.3	15.9	12.4
障がい福祉団体やサークル	7.4	7.9	11.2	3.0	8.9	6.8	8.8	3.1
ラジオ	2.7	5.2	0.0	1.5	0.3	2.8	6.2	7.2
保健所	1.9	2.1	1.1	2.1	1.3	2.2	1.8	3.1
民生委員・児童委員	0.5	0.7	0.4	0.3	0.0	0.4	1.8	1.0
情報を得ることができない	4.0	4.5	4.0	3.7	3.1	4.6	1.8	7.2
その他	4.6	3.8	5.1	5.8	3.4	4.6	8.8	4.1
無回答	3.9	3.8	4.7	3.0	2.6	3.5	3.5	11.3

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

（ク）困ったときの相談先

困ったときの相談先として、「家族や親せき」（62.6%）が最も多く、次いで「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」（48.7%）、「市役所（障がい福祉室など）」（24.5%）、「病院などの医師や看護師」（23.3%）、「障がい者相談支援センター」（20.0%）の順となっています。

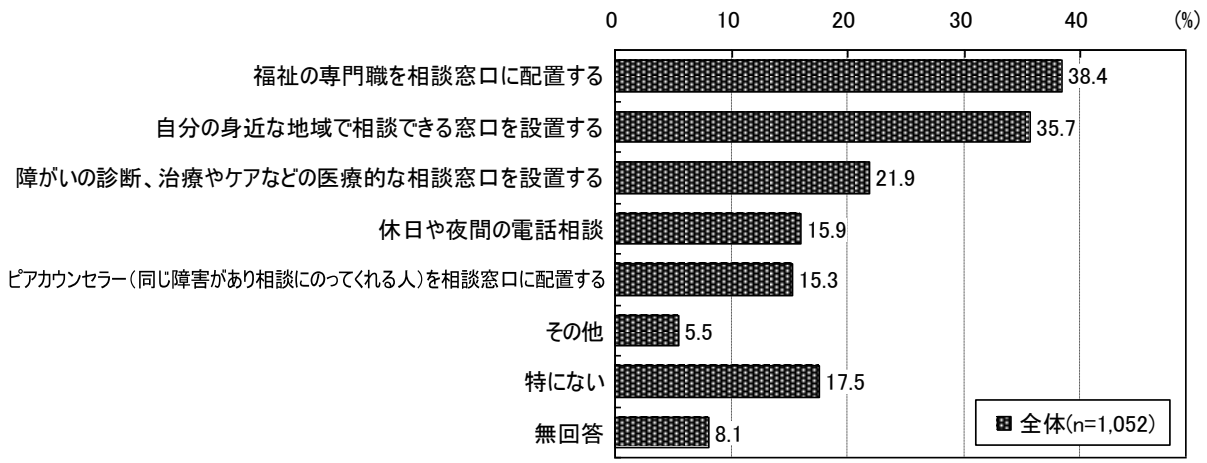
困ったときの相談先（あてはまるものすべて）



（ケ）相談支援体制に希望すること

相談支援体制に希望することは、「福祉の専門職を相談窓口に配置する」（38.4%）、「自分の身近な地域で相談できる窓口を設置する」（35.7%）、「障がいの診断、治療やケアなどの医療的な相談窓口を設置する」（21.9%）となっています。

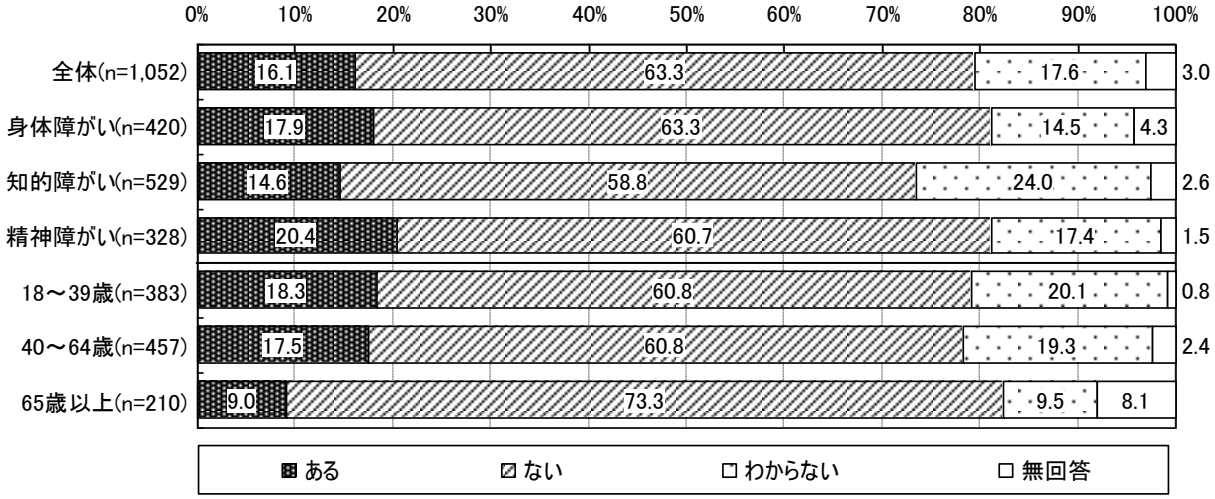
相談支援体制に希望すること（あてはまるものすべて）



（コ）障がいがあることで差別を受けたり偏見を感じた経験

最近３年以内に、正当な理由なく、障がいを理由として拒否されたり、場所や時間帯などを制限されたり、障がいのない人にはつけない条件をつけられたりするなどの差別を受けたり、偏見を感じた経験がある人は16.1%となっています。

障がいがあることで差別を受けたり偏見を感じた経験



（２）第３期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート

ア　調査方法と回収状況

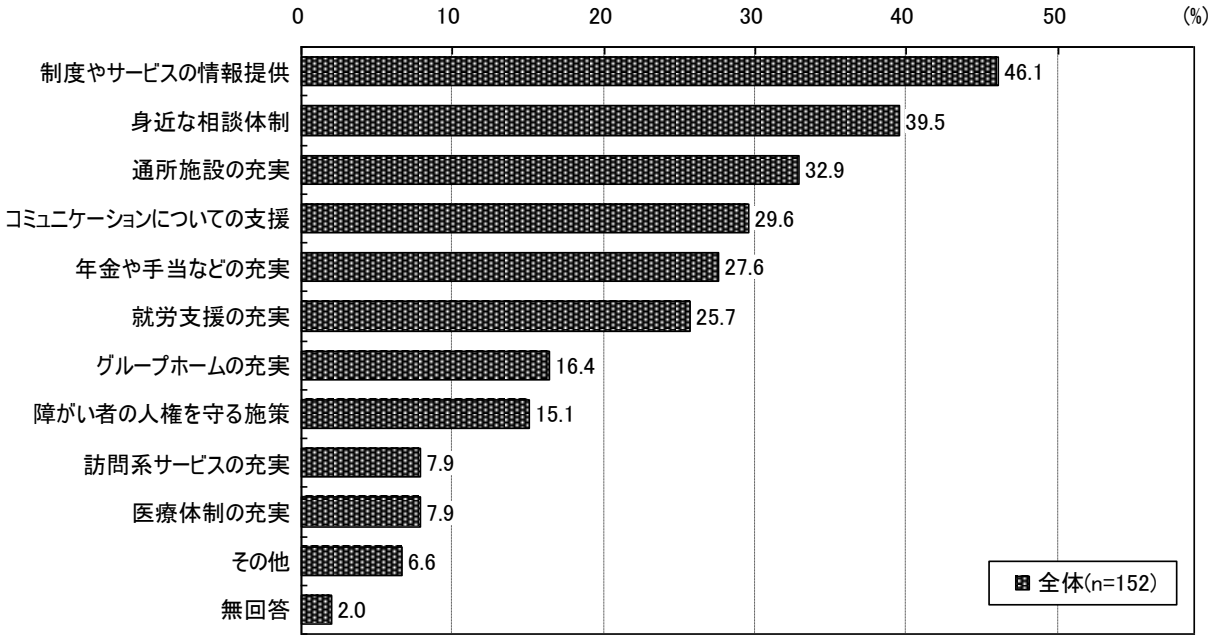
調査対象	令和５年（2023年）５月現在、通所受給者証または身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収、WEB回答フォームによる回答を併用
調査期間	令和５年（2023年）５～６月
回収状況	配　布　数：300件 有効回答数：152件（調査票用紙による回答127件、WEB回答25件） 有効回答率：50.7%

イ　調査結果の概要

（ア）希望する暮らし方を実現するために必要なこと

「制度やサービスの情報提供」（46.1%）が最も多く、次いで「身近な相談体制」（39.5%）、「通所施設の充実」（32.9%）、「コミュニケーションについての支援」（29.6%）、「年金や手当などの充実」（27.6%）、「就労支援の充実」（25.7%）の順で多くみられます。

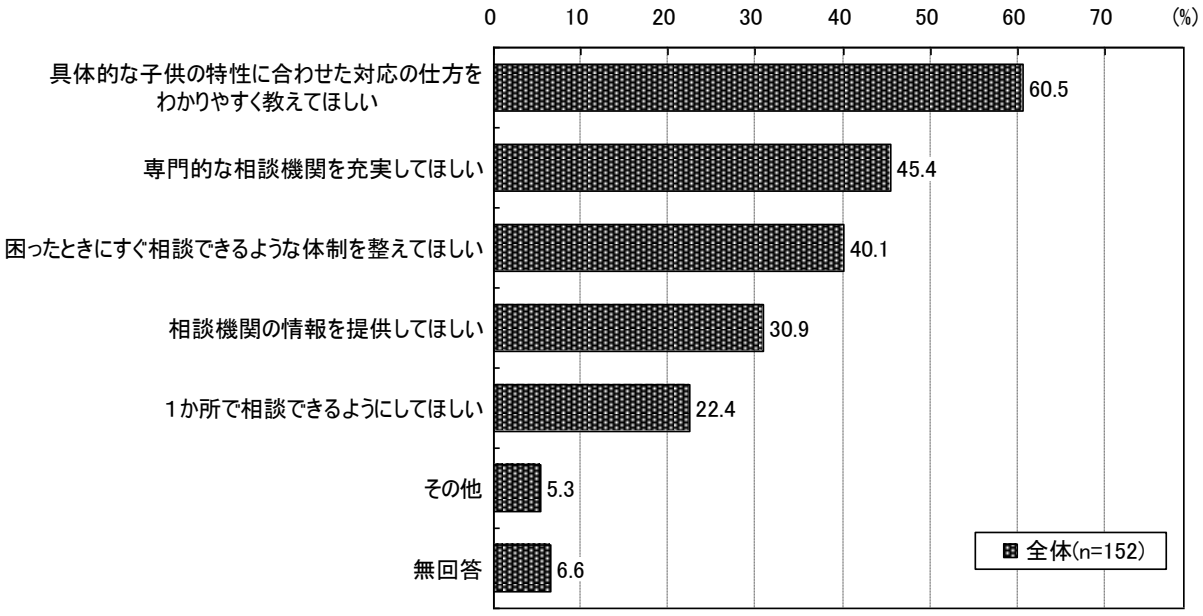
希望する暮らし方を実現するために必要なこと（あてはまるもの３つ）



（イ）療育に関する相談について望むこと

「具体的な子供の特性に合わせた対応の仕方をわかりやすく教えてほしい」（60.5%）、「専門的な相談機関を充実してほしい」（45.4%）、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」（40.1%）、「相談機関の情報を提供してほしい」（30.9%）、「１か所で相談できるようにしてほしい」（22.4%）の順に多くみられます。

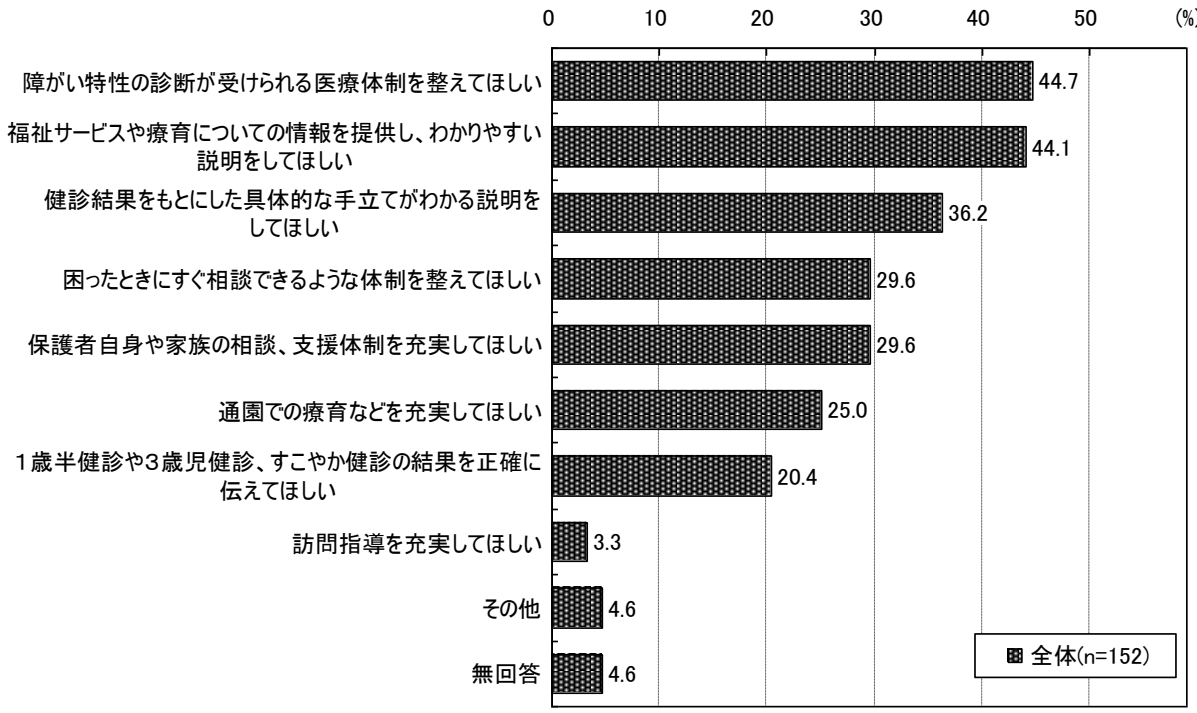
療育に関する相談について望むこと（あてはまるもの３つ）



（ウ）乳幼児期の健診や療育に関して望むこと（グラフは次ページ）

「障がい特性の診断が受けられる医療体制を整えてほしい」（44.7%）、「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をしてほしい」（44.1%）、「健診結果をもとにした具体的な手立てがわかる説明をしてほしい」（36.2%）、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」と「保護者自身や家族の相談、支援体制を充実してほしい」がそれぞれ29.6%と多くなっています。

乳幼児期の健診や療育に関して望むこと（あてはまるもの３つ）

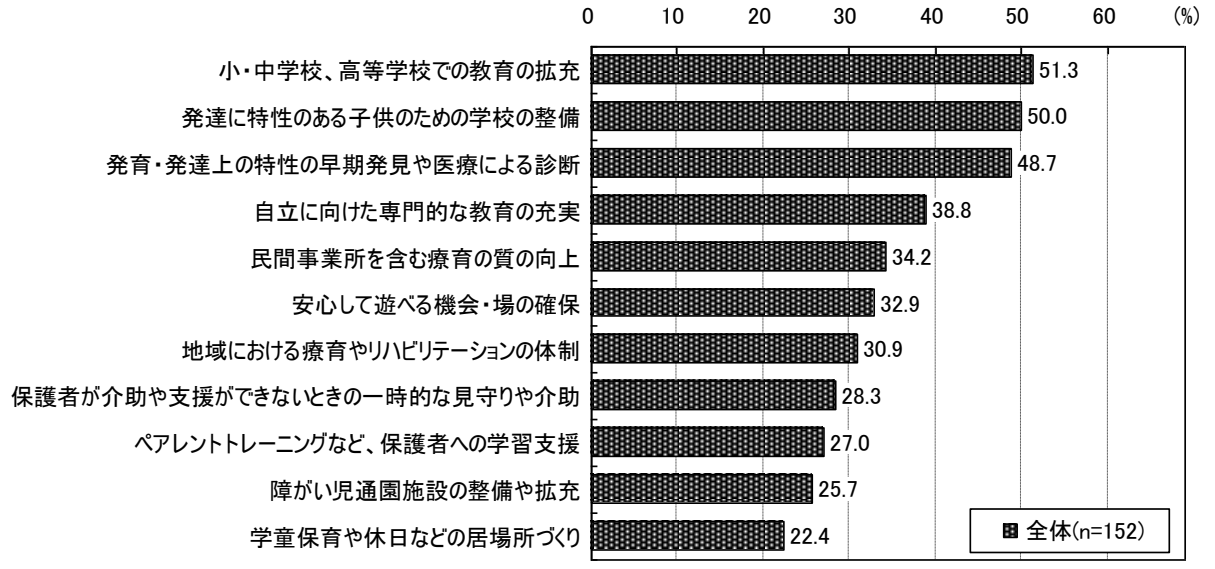


（エ）障がいや発達に特性のある子供のための施策やサービスなどで、特に充実が必要なもの

「小・中学校、高等学校での教育の拡充」（51.3%）、「発達に特性のある子供のための学校の整備」（50.0%）、「発育・発達上の特性の早期発見や医療による診断」（48.7%）と多くなっています。

障がいや発達に特性のある子供のための施策やサービスなどで、特に充実が必要なもの

（あてはまるものすべて）

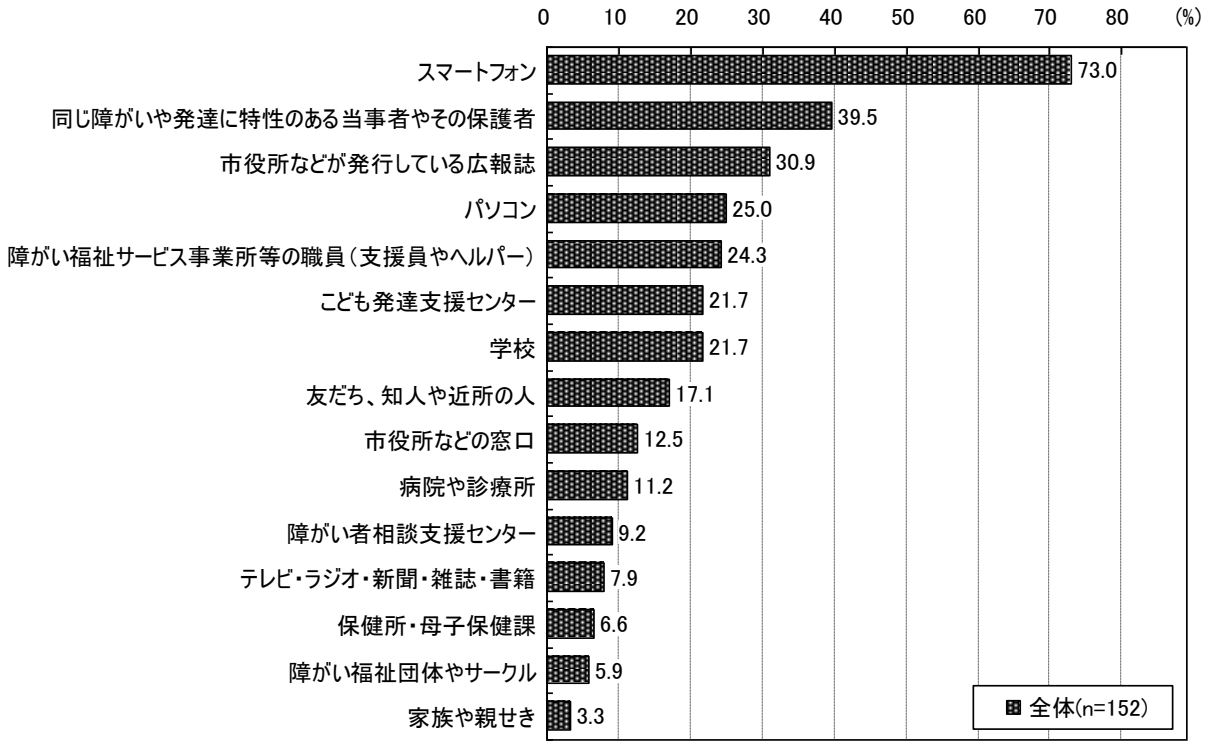


※上位11項目

（オ）保健や福祉サービスに関する情報入手先

「スマートフォン」（73.0%）が最も多く、次いで「同じ障がいや発達に特性のある当事者やその保護者」（39.5%）、「市役所などが発行している広報誌」（30.9%）、「パソコン」（25.0%）、「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」（24.3%）、「こども発達支援センター」や「学校」がそれぞれ21.7%の順となっています。

保健や福祉サービスに関する情報入手先（あてはまるものすべて）

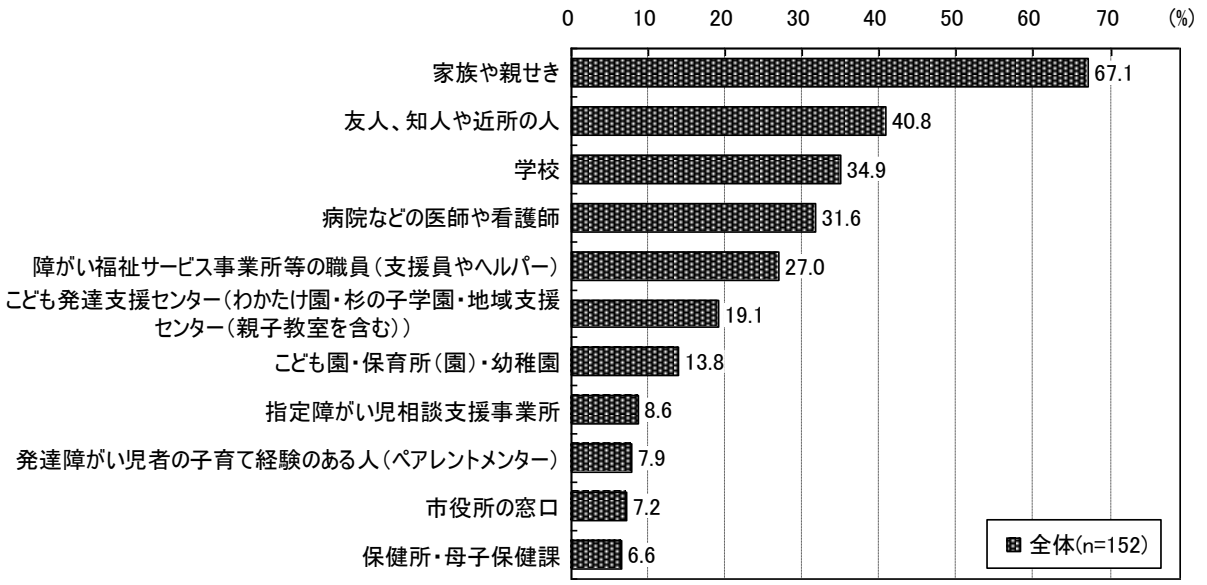


※上位15項目

（カ）困ったときの相談先（グラフは次ページ）

困ったときの相談先として、「家族や親せき」（67.1%）が最も多く、次いで「友人、知人や近所の人」（40.8%）、「学校」（34.9%）、「病院などの医師や看護師」（31.6%）、「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」（27.0%）の順となっています。

困ったときの相談先（あてはまるものすべて）

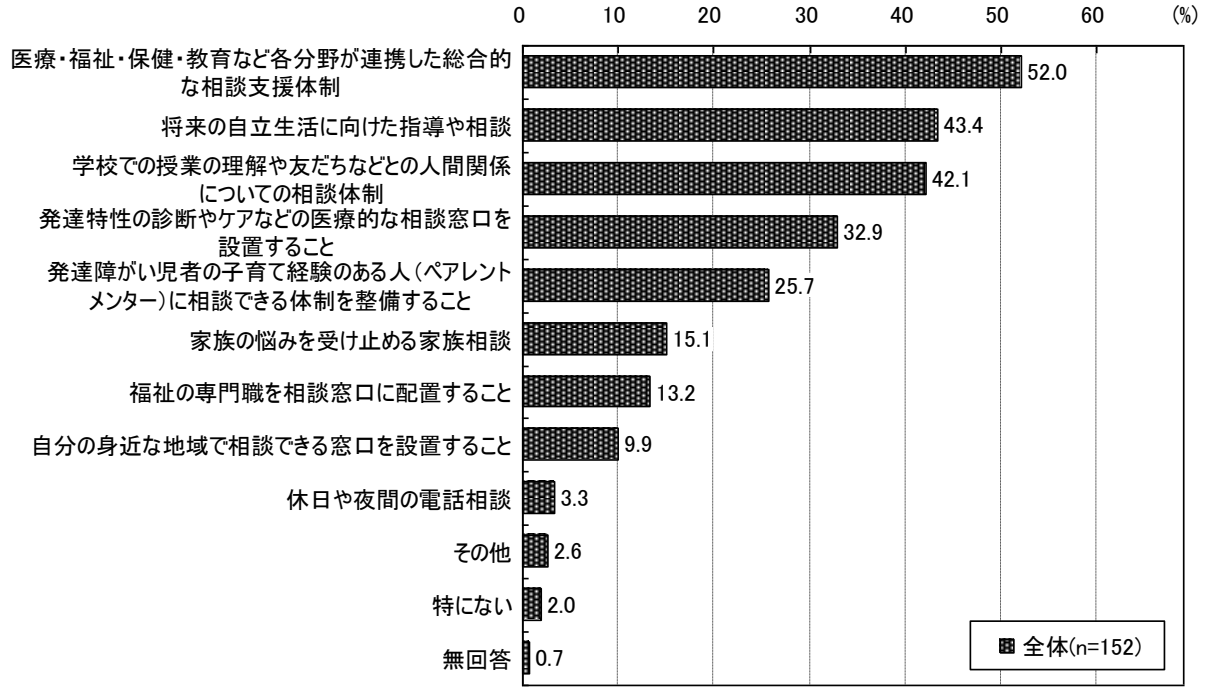


※上位11項目

（キ）相談支援体制に希望すること

相談支援体制に希望することとして、「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的な相談支援体制」（52.0%）が最も多く、次いで「将来の自立生活に向けた指導や相談」（43.4%）、「学校での授業の理解や友だちなどとの人間関係についての相談体制」（42.1%）、「発達特性の診断やケアなどの医療的な相談窓口を設置すること」（32.9%）、「発達障がい児者の子育て経験のある人（ペアレントメンター）に相談できる体制を整備すること」（25.7%）の順となっています。

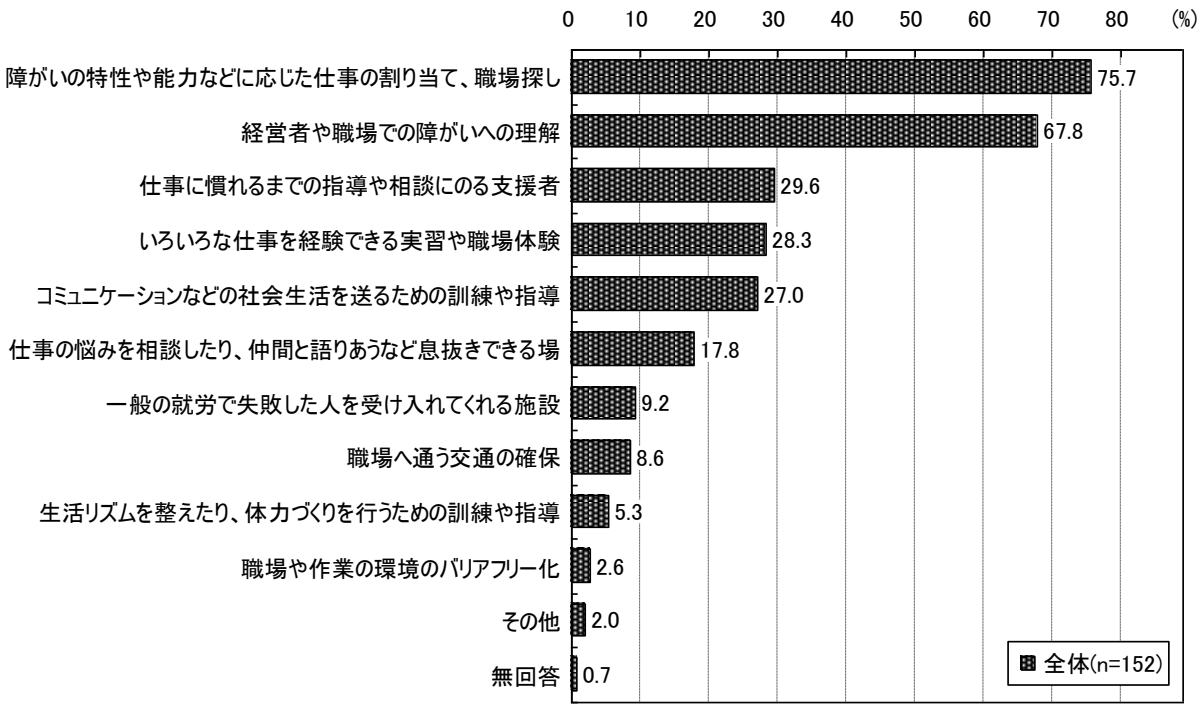
相談支援体制に希望すること（あてはまるもの３つ）



（ク）障がいや発達に特性がある人が一般の就労で働き続けるために必要なこと

「障がいの特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」（75.7%）が最も多く、次いで「経営者や職場での障がいへの理解」（67.8%）、「仕事に慣れるまでの指導や相談にのる支援者」（29.6%）、「いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験」（28.3%）、「コミュニケーションなどの社会生活を送るための訓練や指導」（27.0%）の順となっています。

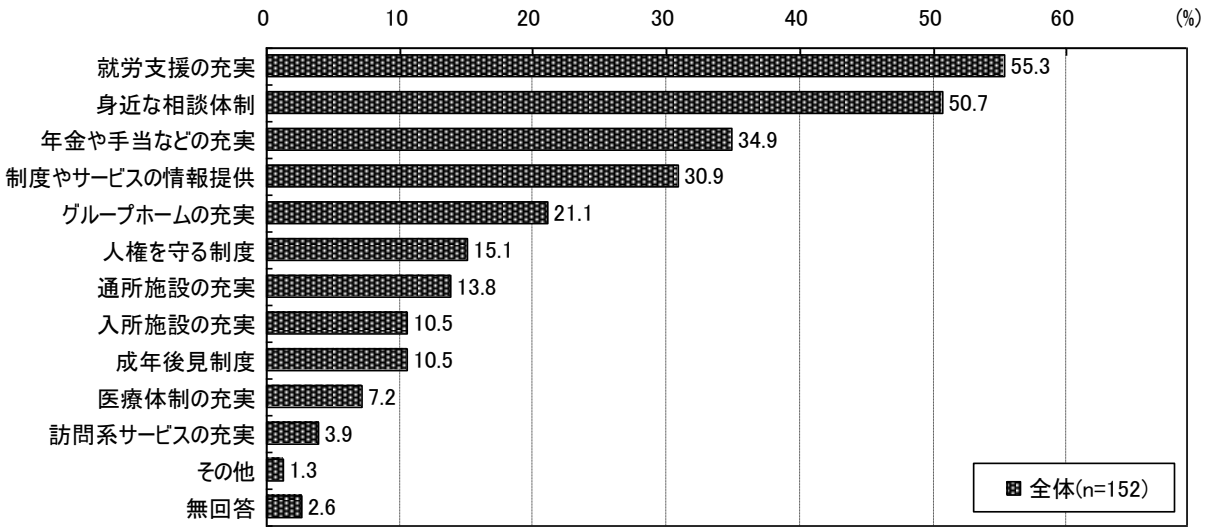
障がいや発達に特性がある人が一般の就労で働き続けるために必要なこと（あてはまるもの３つ）



（ケ）将来の暮らしのために必要なこと（グラフは次ページ）

「就労支援の充実」（55.3%）が最も多く、次いで「身近な相談体制」（50.7%）、「年金や手当などの充実」（34.9%）、「制度やサービスの情報提供」（30.9%）、「グループホームの充実」（21.1%）の順となっています。

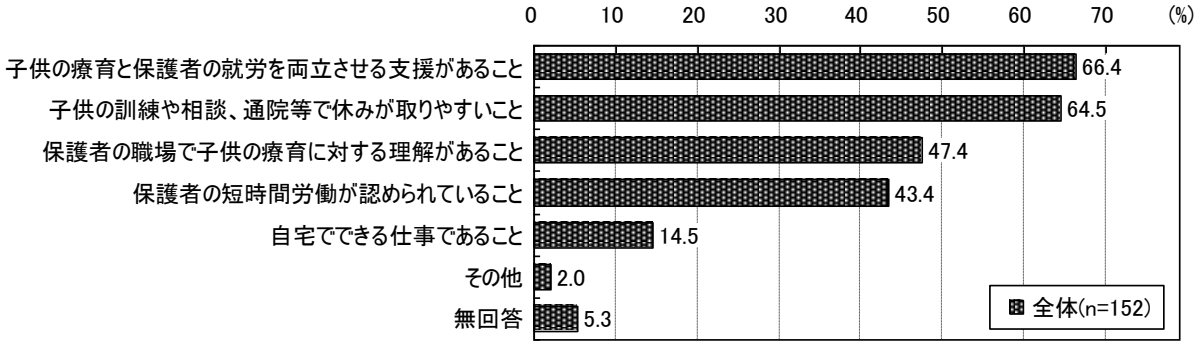
将来の暮らしのために必要なこと（あてはまるもの３つ）



（コ）保護者の就労に関して必要な支援

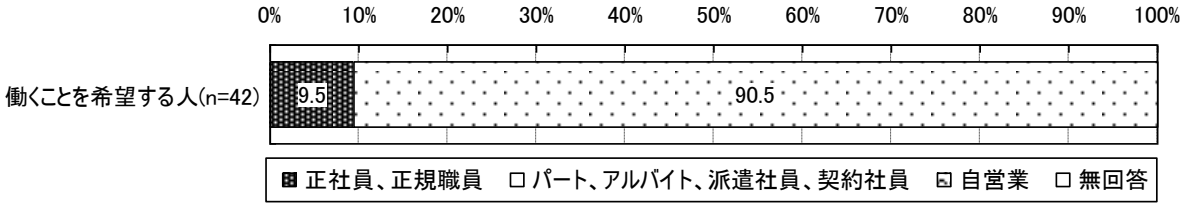
「子供の療育と保護者の就労を両立させる支援があること」（66.4%）が最も多く、次いで「子供の訓練や相談、通院等で休みが取りやすいこと」（64.5%）、「保護者の職場で子供の療育に対する理解があること」（47.4%）、「保護者の短時間労働が認められていること」（43.4%）の順となっています。

保護者の就労に関して必要な支援（あてはまるもの３つ）



就労していない保護者（回答者全体の40.8%）のうち、働くことを希望する人（回答者全体の67.7%）の希望する勤務形態として、「パート、アルバイト、派遣社員、契約社員」は90.5%となっています。

働くことを希望する人が希望する勤務形態



（３）障がい当事者等からの意見聴取

ア　当事者団体ヒアリング調査における主な意見聴取内容

＊令和５年(2023年）６～７月に実施。８団体から回答

（ア）暮らし方を自分で選び、自由に暮らしていくためにあればいいと思うもの

ａ　基盤整備・人材確保に関して

〇障がい者の主体的な選択を可能にするために、あらゆる活動において、障がい特性、ライフステージ、体力、体調など個別の必要性に対応可能な多様できめ細かな支援が不可欠。緊急時においては平素以上に専門性の高い支援が求められる。そのためには、国の制度にとらわれない、障がい者一人ひとりに応じた支援を可能にする仕組みづくりが必要。

〇24時間重度訪問介護の充実を図り、地域で安心した単身生活が行えるよう体制が必要。

〇医療的ケアが必要な重症心身障がい児者にとって、短期入所、日中一時、日中活動の場を身近な所で利用できるように整備が必要。訪問看護・訪問診療等、24時間往診できる体制があり、在宅療養支援を提供できる役割を持つ重症心身障がい児者の施設（拠点）が必要。

〇居宅支援、移動支援は、慢性的なヘルパーの人材不足により、支給時間がありながらサービスを受けられないことが多々あり、ヘルパーの人材確保は急務。事業所だけの努力では解決しない。行政の支援が必要不可欠。

〇障がいのある人の家族の８０５０問題は深刻。グループホームなど地域での暮らしの場の確保は喫緊の課題。

〇レスパイトの充実。居宅支援での柔軟な支援、拡充をしてもらいたい。

ｂ　理解促進、権利擁護に関して

〇障がい者への地域社会の理解が重要なことは言うまでもないが、困難さが伴うことも事実。当事者の実態を地域社会に伝えていく努力は、当事者や家族、関係者だけでなく行政の力強い協力が必要。

〇暮らしのすべての場面において、単なるサービスとしての支援ではなく、障がい者の権利を守り、活かすための支援が不可欠。障がい者の権利をベースにした支援が可能な職員の確保、育成も早急に必要。

（イ）障がい者相談支援センターの利用について

a　センターを利用して感じたこと

〇サービスを利用したかったので、相談ができてよかった。
〇一人暮らしをするための道筋をつけていただいた。
〇自宅の近くで夕方に対応していただき、助かった。
〇相談に行き、協力はしてくれたが、結局自分で事業所を探した。

b　どうなればセンターを利用してみようと思うか

〇アクセスの良い場所にあり、どのような相談ができるか等がわかればよい。
〇窓口では相談がしにくいので相談室があればよい。
〇医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対応できる相談員を増やし、研修を望む。
〇相談員に視覚障がい者のことの知識や日常生活のことを理解している方、ガイドヘルパー資格を持っている方がいれば相談する。

（ウ）障がい児・者等が暮らしやすくなるために必要なこと

〇重度訪問介護を24時間使える制度を作ってほしい。ヘルパーの事業所間の引き継ぎに報酬が出るようにしてほしい。
〇市として高次脳機能障がいのある方の実態把握を進めるとともに、吹田市民病院においても診断を下せる医師を招いて現状を知ってもらい、診断に来てもらうなど、体制を整えるための対策をしてほしい。
〇乳幼児期の療育について、吹田市で積み重ねられてきた専門性をこれまで以上に継続していく必要がある。専門的知見を持った職員による療育、相談支援がどの事業所を利用していても提供されるとの前提が不可欠。そのため、療育における専門性を吹田市が担保していくことが必要。
〇知的障がい者の高齢化、重度化が急速に進み、老障介護という実態が増加している。暮らしの場不足や日中活動の選択肢の少なさが、さらに困難さを助長している。このことを直視した施策も必要。
〇あらゆる福祉事業において、職員不足が大きな問題に。各事業者での工夫だけでは解決できない以上、市として早急で効果的な対策を講じることが必要。
〇社会的障壁の除去。ハード面のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進と、偏見や無理解から、心の中にあるバリアなくすソフト面の「心のバリアフリー」。
〇障がい者が一人で生きていくには生活の支援、人とのつながり、見守り等、人の手助けが必須。
〇障がい者との交流の場を積極的に推進してもらえたらと思う。

イ　事業所ヒアリング調査における主な意見聴取内容

＊令和５年(2023)年６～７月に実施。108事業所から回答

（ア）人材確保の状況と事業所における取組

a　人材確保の状況

〇人材確保を「予定どおり確保できている」事業所は40.7%で、「予定どおりには確保できていない」事業所は58.3%。

〇予定通り人材確保ができている事業所については、そのほとんどが専門性を高めるための研修、多職種間（相談員、ヘルパー、医療職など）の連携、多様な方法による積極的な採用活動に取り組んでいる。

b　人材確保をより進めるための要素

〇働く者に魅力ある条件整備（給与、勤務時間、休暇等）が必要。

〇キャリアプランに沿って成長できそうな職場の環境づくり、職員間でコミュニケーションがとれ、働きやすい環境を整える。

〇就職後の定着支援が大切だと実感している。

〇介護負担の軽減につながる介護機器の導入がより進めば。

〇福祉職員の社会的地位の向上。中高生等、学生を中心にした福祉職への理解促進。

〇福祉関係に求職者が興味・関心が持てるように行政からの発信。

〇サービス管理責任者や初任者研修の期間短縮。研修頻度や枠を増やすことによって既に入職しているスタッフの資格取得機会を増やす。

〇人材確保、資質向上のための費用補助。

（イ）重度障がい児・者等の受入について

a　受入の状況

〇重度障がい児・者等の受入を行っている事業所は58.3%。

b　受入を促進するために必要なこと

〇第一に人材不足を解消することが重要。人材を豊富にすることで、マンツーマン対応が必要な利用者の対応もできるようになる。

〇突発的、衝動的な動きや自傷、他傷で自己表現される方もいるので、その人たちに寄り添いながら、活動参加を促していくためにも、職員体制の手厚さは欠かせない。

〇小児の発達支援に精通した専門職の増加・人材確保、専門職教育課程での小児分野についての教育・実習の充実。

〇個別対応ができるようなスペース。身体的に重度な方に対応可能な送迎車など。
〇車いすの人、飛び回る人と様々な方がいるので、空間の広さも必要。
〇個別のこだわりや特性に対する理解と適切な対応の共有。
〇支援者の経験を共有できる仕組みを充実させることも重要。
〇医療機関など各関係機関との連携が必要。
〇介護負担軽減のための介護機器の導入。
〇重度障がい児・者を受け止められる生活の場がなければ、市外の入所施設等に行かざるを得ない。家族との関係が限界となる前に、支援を受けながらも自立して生活できる場が必要。

（ウ）障がい児・者等が暮らしやすくなるために必要なこと

〇障がい児、障がい者の主体性を高めて行けるような教育や福祉を充実させる。必要な社会資源を適切に使うことのできる支援が必要。
〇生きにくさを感じている人は、外に出ることを拒否する傾向があるので、外に出なくても受けることができるサービス、自然と外に出ることを促せるサービス等の構築が必要。
〇強度行動障がい者の受入の場を増加させること。専門的な知識を向上させ、一人ひとりに合った支援を行うことで、よりよい生活に結び付けたい。
〇気軽にすぐに相談できる機関の数や専門的な職員の確保、療育機関の数や教室の数を増やす。
〇情報伝達が難しい利用者の意向を理解する力を持ち、それを適切な範囲で実現することのできる職員の力。施設周辺の住民に対して、協調できる力を持つ職員。
〇介護職員のサービスの質を向上させる機会の獲得が必要。社会的な受け入れは徐々に進んでいるが、介護サービスを最前線で提供する者の技術が伴っていない。
〇職員への障がいについての知識・支援方法・合理的配慮の考え方についての研修の促進。
〇各事業所が支援に悩んだ際に、心理士など相談に乗ってくれる先があると、安心して支援に取り組むことができる。
〇地域の皆さんとの連携、協力。それをお願いできるような日常からのつながり。
〇速やかに療育を開始するためにも、各関係機関が連携をとりながらのシステムを含めた改善が必要。
〇ペアレントトレーニングの実施、小学校卒業ごろまでの親の学びの機会。家での親の関わりの相談先が必要。

３　前計画の実施状況

前計画である第６期吹田市障がい福祉計画・第２期吹田市障がい児福祉計画で掲げた成果目標と令和４年度（2022年度）時点での実績値、主な取組状況については、次のとおりです。

（１）第６期障がい福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

ア　成果目標

項　目
＜成果目標１＞福祉施設の入所者の地域生活への移行
＜成果目標２＞精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
＜成果目標３＞地域生活支援拠点等が有する機能の充実
＜成果目標４＞福祉施設から一般就労への移行等
＜成果目標５＞相談支援体制の充実・強化等
＜成果目標６＞障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

イ　成果目標ごとの達成状況と主な取組及び評価

（ア）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ａ　令和５年度（2023年度）末までの目標値及び令和４年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
地域生活への移行者数 （令和元年度（2019年度）末実績との比較）	16人	5人
福祉施設入所者の削減数 （令和元年度（2019年度）末実績との比較）	6人	5人

ｂ　令和４年度（2022年度）までの評価

〇地域生活への移行者数は、第６期計画の終期である令和５年度末において目標を達成できない見込みです。

〇施設入所者については、障がいの状況を勘案して入所の判断をしていることから、

地域移行の推進は相当困難であり、目標どおりに進めることが難しい状況です。

○日中サービス支援型グループホームについて、要領の制定によりサービス提供事業所の指定申請に対応できるようにしました。

（イ）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

a　令和５年度（2023年度）末までの目標値及び令和４年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	316日	国の公表待ち
精神病床における1年以上長期入院患者数	230人	241人
精神病床における早期退院率 ＜精神病床入院後３か月時点退院率＞ ＜精神病床入院後６か月時点退院率＞ ＜精神病床入院後１年時点退院率＞	 69% 86% 92%	国の公表待ち

b　令和４年度（2022年度）までの評価

○目標指標のうち精神病床における1年以上長期入院患者数については、令和元年度（2019年度）時点の入院患者数243人から令和４年度（2022年度）の241人へ減少しています。残りの項目については、数値が公表されていないため、現状では評価ができません。

○令和３年度（2021年度）に構築したネットワーク体制（吹田市地域自立支援協議会の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会）を活用し、精神科病院の長期入院患者へのアプローチ方法などを共有しながら、保健・医療・福祉関係者による地域移行等に向けた地道な支援を実施しました。

（ウ）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

a　令和５年度（2023年度）末までの目標値及び令和４年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
運用状況の検証及び検討の回数	年1回	年1回

b　令和４年度（2022年度）までの評価

○地域生活支援拠点等の面的整備に向けて、拠点機能を担うことが可能な市内事業所との協議により運用状況の把握を行いました。また、吹田市地域自立支援協議会において整備の方向性の共有を行いました。

○機能の充実や担い手を増やすことに向けて、地域生活支援拠点等の実施要領を作成し、地域生活の支援体制の整備を進める必要があります。

（エ）福祉施設から一般就労への移行等

ａ　令和５年度（2023年度）末までの目標値及び令和４年度（2022年度）までの実績

	目標値	実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数 ＜就労移行支援事業＞ ＜就労継続支援Ａ型事業＞ ＜就労継続支援Ｂ型事業＞	102人 85人 11人 6人	97人 76人 15人 6人
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率 ＜就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合＞ ＜就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合＞	70% 70%	50% 75%
就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額	15,225円	15,259円※

※大阪府提供データ（令和３年度）

ｂ　令和４年度（2022年度）までの評価

○就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数は、目標値には達していませんが、令和元年度（2019年度）時点の数値からおおむね増加しています。

○就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率については、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合は目標値には達していませんが、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合は目標値を上回っています。

○就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額については、令和３年度（2021年度）の平均額が目標値を上回っています。

○チャレンジ雇用制度の開始や、障がい者就労支援ネットワーク会議の活動、大学

を通じた授産製品の販売体験など、就労移行に関する取組の充実が図られました。

（オ）相談支援体制の充実・強化等

a　令和５年度（2023年度）末までの目標及び令和４年度（2022年度）までの実績

目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	基幹相談支援センター及び市内６ブロックに障がい者相談支援センターを設置済み

b　令和４年度（2022年度）までの評価

〇相談支援の中核機関として基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談窓口の機能として６か所の障がい者相談支援センターを設置しています。

〇障がい者相談支援センターにおいて地域訪問や地域会議での事例検討を行い、機能強化に取り組みました。

〇相談支援専門員の充実・確保の方策として、障がい福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助制度を実施しました。

〇障がい者が地域で自立し安心して暮らせるよう、地域自立支援協議会の役割について、必要に応じて追加する必要があります。

〇高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、適切な支援につなげるため、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

（カ）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

a　令和５年度（2023年度）末までの目標及び令和４年度（2022年度）までの実績

目標	実績
障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。	目標に沿った連携体制を実施
不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及び子育て政策室との連携体制を強化します。	
府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。	

b　令和４年度（2022年度）までの評価

○実地指導の結果について、福祉指導監査室から障がい福祉室及び子育て政策室へ情報共有を行いました。
○報酬体系が複雑化しており、過誤請求や不正請求等を未然防止するための取組の強化が必要です。

ウ　今後の施策推進に向けた課題

地域移行者数の目標達成が困難であることや、精神病床における長期入院患者数が増加傾向にある状況から、障がいのある人の地域生活を支えるサービス等の提供体制の確保に向けて、更なる取組が必要です。

地域生活支援拠点の整備・運営にあたっては、基幹相談支援センターとの効果的な連携が求められており、第７期計画では、障がい福祉サービス等事業所の協力を得て、機能の充実や担い手を増やす取組を進める必要があります。

障がい福祉サービス等の利用量については、おおむね見込み量を達成しているものの、医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方が利用できる事業所は限られており、強度行動障がいについては利用者の実態把握が必要な状況です。また、複雑化・複合化する支援ニーズが適切なサービスにつながるよう相談支援体制の強化が必要です。

保健や福祉サービスに関する情報の取得について、令和４年度（2022年度）に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの特性に応じた適切な方法での情報提供を行う必要があります。

（２）第２期障がい児福祉計画の成果目標の進捗と主な取組

ア　成果目標の達成状況

項　目
＜成果目標１＞ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
＜成果目標２＞ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
＜成果目標３＞ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

イ　成果目標ごとの達成状況と主な取組

（ア）令和５年度（2023年度）末までの目標値及び令和４年度（2022年度）までの実績

ａ　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

	目標値	実績
児童発達支援センターの設置 《福祉型》 《医療型》	 1か所 2か所	 1か所 2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数	3か所	4か所

ｂ　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	目標値	実績
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	3か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4か所	6か所

c　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

	目標値	実績
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの設置数	1名	1名

（イ）令和４年度（2022年度）までの評価

○成果目標に対する実績値（設置数）については、すべて目標値に達しており、特に、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数については、目標値（４か所）を超える６か所となっています。

○障がい児支援体制の充実のため、引き続き、市内の障がい児支援事業者への事業所整備に向けた働きかけや、事業者向けの研修及び相談支援等の支援事業の周知を進め、事業の推進を図り、サービスの質の向上に努めていく必要があります。

○医療的ケアを必要とする児童及び保護者への支援として、医療的ケア児等コーディィネーターによる相談窓口設置に向けた準備を進めていくとともに、スムーズに相談窓口につなげられるように、周知方法やつなぐ仕組みについて引き続き検討が必要です。

ウ　今後の施策推進に向けた課題

児童発達支援センターや、保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、医療的ケア児の関係機関の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの設置数はいずれも目標値を達成しているものの、吹田市内の発達支援等サービスの利用状況は、障害児通所支援の利用児は増加傾向にあり、併せて保育園等における発達支援、要配慮保育を利用する児童も増加しています。

一方、市内３か所の児童発達支援センターの利用は減少し、吹田市の発達支援状況に大きな変化が見られます。増え続ける障がい児通所支援事業所における支援の実態を把握し、その支援の強化を図る必要があります。また、サービスの利用支援を担う障がい児相談支援事業者が不足しており、相談支援事業者による提供体制の確保とともに、障害児通所サービスを利用するまでの発達相談等、保護者支援の充実が必要です。併せて必要なサービスについての情報提供のあり方や、支援者不足、医療・保健・福祉・教育の切れ目のない支援体制について、引継ぎが不十分である等の課題があります。子育て施策による発達支援、児童福祉サービスの積極的な情報発信や必要な支援につなぐ体制の整備、支援者不足を解消する施策等について、検討が必要です。

医療的ケア児への支援については、令和３年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、医療的ケア児が日常生活・社会生活を送れる支援体制の構築や施策の推進が国や地方公共団体の責務となりました。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活用して、医療的ケア児の現状を把握し、医療・保健・福祉・保育・教育等のさらなる連携を図る必要があります。

コラム

すいぱんのお話

吹田市のイメージキャラクター「すいたん」をモチーフにしたパン、「すいぱん」は、令和２年４月に登場しました。

市と千里金蘭大学、吹田市障がい者の働く場事業団が共同開発しました。



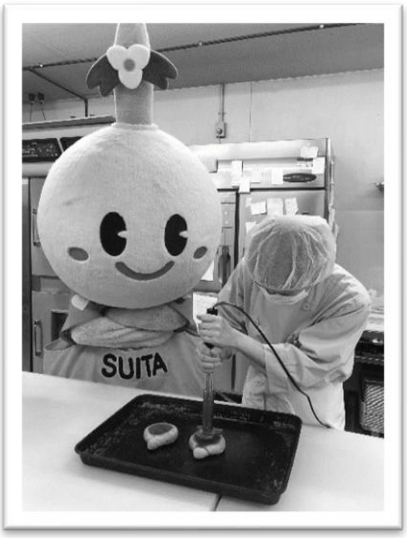
市内施設に通う障がい者が、一つ一つ丁寧に手作り
すいぱんは米粉で作られています！

販売場所

「はぴすま」（※）

「グーチョキパン屋さん」「パン工房ことぶき」

「千里金蘭大学」等



※はぴすま
市内の障がい者施設で製作されているアクセサリーや
クッキーなどの展示販売店
住所：昭和町 10-20　電話 06-6317-1231
営業日時：平日 10～18 時（土日祝休）
ただし、月に１回月曜日が休みになります。

市内の施設では、障がいのある方が、パンやクッキー、お弁当、アクセサリー、ポーチ等さまざまな商品を作っています。「授産製品」と呼ばれることもあります。

これらの商品は、各施設や「はぴすま」、イベント等で販売されています。

障がい者が描いた絵を商品化したり、無添加にこだわった商品がたくさんあります。ぜひ、各施設や「はぴすま」にお立ち寄りください。

第3章 第７期吹田市障がい福祉計画

１　計画の策定にあたって

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の作成・変更に際しての考え方などを定めています。

第７期障がい福祉計画の構成は以下のとおりです。

（１）成果目標

基本指針においては、障がい児者に必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の７項目を設定しています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等　障がい児福祉計画で記載
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和８年度（2026年度）を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値（成果目標）を設定します。

（２）障がい福祉サービス等の見込量及びその確保策

障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量及びその確保のための方策を定め、必要なサービス等の提供確保に努めます。また、成果目標を達成するための活動指標及び取組について設定します。

（３）障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

障がい福祉サービス等の円滑な提供を推進する取組について定め、障がい者の暮らしを支えるための重層的な取組を推進します。

○重点取組

第７期障がい福祉計画における取組のうち、計画期間である令和６年度（2024年度）から令和８年度（2026年度）までの３年間で特に重点的に実施すべき取組について、「重点取組」として位置付けています。

○主な取組一覧

第７期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧

項　目			主な取組
２　成果目標	(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	(ｱ)入所・入院者の状況・意向の把握 (ｲ)地域移行支援及び地域定着支援サービスの利用促進 (ｳ)相談支援に係る人材育成の支援 (ｴ)地域移行後の住まいとしてのグループホームの整備促進◆ (ｵ)強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成
	(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(ｱ)専門部会を活用した各支援機関のスキルアップ (ｲ)精神障がい者の地域生活のためのグループホームなどの充実 (ｳ)精神障がい者に対する市民への理解促進

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
２　成果目標	(3)	地域生活支援の充実	(ｱ)地域生活支援拠点の面的整備の推進 (ｲ)相談支援体制及び地域の体制づくりの強化 (ｳ)緊急時の受入れ及び対応の強化に向けた支援体制の整備 (ｴ)体験ができるグループホームの整備促進 (ｵ)専門的人材の確保・養成に向けた事業の実施 (ｶ)日中サービス支援型グループホームの設置動向注視 (ｷ)強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズ及び支援にあたる事業所の実態把握、支援体制の整備◆ (ｸ)地域の関係機関が連携した支援体制の整備
	(4)	福祉施設から一般就労への移行等	(ｱ)市役所における障がい者雇用の促進 (ｲ)障がい者雇用に対する企業の理解促進 (ｳ)関係機関との連携による障がい者の特性に応じた就労支援力の向上 (ｴ)授産製品の販売機会拡充、売り上げ向上 (ｵ)障がい者優先調達の推進
	(5)	相談支援体制の充実・強化等	(ｱ)障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ (ｲ)適切なケアマネジメントのための体制の整備◆ (ｳ)専門性の高い研修実施による相談員等のスキルアップ◆ (ｴ)主任相談支援専門員の計画的配置による相談支援体制の強化 (ｵ)地域自立支援協議会の地域会議等における課題抽出及び改善策の検討、情報共有や相互連携 (ｶ)地域自立支援協議会における包括的ネットワーク体制の充実 (ｷ)重層的支援体制への取組◆ (ｸ)発達障がいに係る相談支援体制の強化 (ｹ)地域自立支援協議会での「ピアサポート」の取組推進
	(6)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(ｱ)サービス給付費に係る過誤請求の多い項目に関する注意喚起 (ｲ)報酬の審査体制の強化 (ｳ)実地指導の結果について関係室課との情報共有 (ｴ)適正な指導監査等の実施 (ｵ)市職員及び事業所職員の相談支援技術向上のための研修受講促進

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
３　障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1)	障がい福祉サービス及び相談支援サービス	①重度障がい者に対する手厚い体制での訪問支援の実施 ②医療的ケアが必要な重度障がい者、強度行動障がい者や高次脳機能障がい者のためのサービスの確保策及び支援体制強化に向けた検討（日中活動系、短期入所、居宅系共通取組）◆ ③市有地利活用の可能性も含め、医療的ケアが必要な重度障がい者に係るサービスの確保◆ ④短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けた検討 ⑤グループホーム等の体験利用の促進 ⑥グループホームの整備促進◆ ⑦医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームの市有地利活用も含めた促進策検討◆ ⑧適切なケアマネジメントのための体制の整備◆ ⑨相談支援員等の専門性を高める研修の実施 ⑩地域移行支援及び地域定着支援の利用促進
	(2)	地域生活支援事業	①障がいや障がい者に対する理解促進 ②障がい者相談支援センターの市民周知及び機能強化◆ ③住宅入居等支援事業に関する対応推進 ④成年後見制度法人後見支援事業の実施に向けた検討 ⑤成年後見制度の周知・啓発等、権利擁護支援の中核機関との連携による重層的取組 ⑥手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保 ⑦入院時コミュニケーション支援の周知 ⑧手話奉仕員などの意思疎通支援の担い手育成 ⑨移動支援事業の充実に向けたガイドヘルパーの養成促進 ⑩地域活動支援センターの整備及び機能強化 ⑪精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援 ⑫訪問入浴サービスの提供体制の確保 ⑬日中一時支援の充実 ⑭障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

項　目			主な取組
４　障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1)	障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	ｱ バリアフリーの推進 ｲ 庁内における合理的配慮の取組の推進及び市内事業所に対する合理的配慮の提供の啓発◆ ｳ 基幹相談支援センターでの個別対応及び地域自立支援協議会の専門部会における好事例の共有 ｴ ユニバーサルデザインを浸透させるための施策の検討 ｵ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進
	(2)	障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	ｱ 分かりやすく伝わりやすい情報発信、様々な媒体での情報提供 ｲ 手話や点字、要約筆記等の普及・啓発 ｳ ＩＣＴ機器等を利活用した意思疎通支援の実施 ｴ サービス利用における意思決定支援 ｵ 手話言語条例推進方針の策定 ｶ 手話や意思疎通支援に係る施策推進のため、障がい当事者参加による会議体の設置
	(3)	障がい者に対する虐待の防止	ｱ 相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施 ｲ 虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組の促進 ｳ 虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置等の徹底 ｴ 虐待防止センターにおける相談・通報への対応、被虐待者の保護及び自立支援
	(4)	事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	ｱ リスクマネジメントに関する注意喚起 ｲ 防災イベントの参画や地域との連携、防犯対策及び感染症対策 ｳ 障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施
	(5)	障がい福祉人材の確保、定着及び養成	ｱ 事業者の意見を踏まえ採用活動に対する有効な取組を検討◆ ｲ 国・大阪府との連携及び大学連携による障がい福祉分野の魅力発信 ｳ 研修費補助制度の活用促進◆ ｴ ＩＣＴやロボット導入モデル事業の活用促進、人材定着に向けた取組の推進◆

◆は第７期計画期間中に重点的に取組を進める項目（重点取組として位置づける項目）

２　成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア　各目標の設定と考え方

（ア）地域移行者数

目　標

11人（令和８年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和４年度（2022年度）末時点の施設入所者数（170人）の６％（11人）以上の地域生活への移行を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに令和４年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
・令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とし、令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（イ）施設入所者減少数

目　標

３人（令和８年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

令和４年度（2022年度）末時点の施設入所者数（170人）の1.7%（３人）以上の削減を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。
・令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
●大阪府の考え方
・令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者数から1.7%以上削減することを基本とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）施設入所の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。

（イ）地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

（ウ）地域移行するに当たり適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、専門性を高める研修等を実施します。

（エ）地域移行後の住まいとしてグループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組**

（オ）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



厚生労働省　ホームページから引用（一部改変）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html）

ア　各目標の設定と考え方

精神病床における１年以上長期入院患者数

目　標

259人（令和３年６月末日）　→　232人（令和８年６月末日時点）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府の考え方に示されている目標値8,193人（府全体）を、令和３年６月30日時点の大阪府の精神病床における１年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値（232人）を目標とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度の全国の精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和２年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
●大阪府の考え方
・大阪府では、令和８年６月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定する。
・市町村においては、大阪府の成果目標を、令和３年６月30日時点の大阪府の精神病床における１年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合で案分した数値を下限として、目標値を設定する。
・目標値の設定にあたっては、65歳以上と65歳未満を区別しない。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会において、研修やグループワークを実施し、以下の取組の強化や各支援機関のスキルアップを図ります。

- 入院中から地域移行に向けて関わる支援
 長期入院患者の退院意欲喚起に関する取組や精神科病院と地域の事例検討など
- 地域で暮らす精神障がい者を支える地域づくり
 地域住民への正しい知識の普及、医療連携体制の構築に関する取組、災害時のメンタルヘルスに関する取組など

（イ）精神障がい者が安心して地域で生活するためのグループホームなどの充実を図ります。

（ウ）精神障がい者に対する市民への理解促進に取り組みます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数（回/年）	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人/年）		60	60	60
	うち保健関係者の参加者数（人/年）	6	6	6
	うち医療関係者の参加者数（人/年）	15	15	15
	うち福祉関係者の参加者数（人/年）	25	25	25
	うち介護関係者の参加者数（人/年）	2	2	2
	うち当事者の参加者数（人/年）	1	1	1
	うち家族の参加者数（人/年）	1	1	1
	うちその他の参加者数（人/年）	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定及び評価の実施回数（回/年）	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	平均利用者数（人/月）	1	2	3
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	平均利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）利用者数	平均利用者数（人/月）	89	93	98
精神障がい者の自立生活援助利用者数	平均利用者数（人/月）	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	平均利用者数（人/月）	134	151	168

（３）地域生活支援の充実

ア　各目標の設定と考え方

（ア）地域生活支援拠点等

目　標

・効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

・支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の回数　年１回

目標設定に当たっての考え方

地域生活支援拠点機能の強化を進めていくための、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年１回行うことを目標とします。

なお、基幹相談支援センターを直営で設置していることから地域生活支援拠点において特定のコーディネーターは配置せず、面的整備を行う中で地域生活支援拠点を担う各事業所が連携することにより機能の充実を図るとともに、効果的な支援体制を構築します。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備。
・機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
・年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討。
●大阪府の考え方
・国の基本指針を踏まえた目標設定とする。

（イ）強度行動障がいを有する者の支援体制

目　標

強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）多機能型の地域生活支援拠点施設である「くらしの支援センターみんなのき」と市内障がい福祉サービス事業所との連携による、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

（イ）「①相談」機能の強化及び「⑤地域の体制づくり」の機能の強化に向けて、計画相談支援事業所等と連携し、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。

（ウ）「②緊急時の受入れ・対応」の機能の強化に向けて、基幹相談支援センターや障がい者の支援機関と連携を図り、支援体制を整備します。

（エ）「③体験の機会・場」の提供機能を担うグループホーム等の整備を促進します。

（オ）「④専門的人材の確保・養成」の機能の強化に向けて、人材確保に係る事業を継続します。

（カ）高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型グループホームの設置の動向を注視します。

（キ）強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズと支援にあたる事業所の実態を把握したうえで、支援体制の整備に取り組みます。重点取組

（ク）強度行動障がいを有する障がい者に関し、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和４年３月）を参考とし、 地域の関係機関が連携した支援体制を研究のうえ整備を進めます。

※地域生活支援拠点等に求められる５つの機能
①相談
②緊急時の受入れ・対応
③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数（か所/年）	1	1	3
コーディネーターの配置	コーディネーター数（人）	0	0	0
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数（回/年）	1	1	1

（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア　各目標の設定と考え方

（ア）福祉施設から一般就労への移行等

目　標

・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数（生活介護等も含む）

104人（令和３年度）　→　134人（令和８年度）

【就労移行支援事業】　82人（令和３年度）　→　108人（令和８年度）

【就労継続支援Ａ型事業】　13人（令和３年度）　→　17人（令和８年度）

【就労継続支援Ｂ型事業】　2人（令和３年度）　→　3人（令和８年度）

・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合

3.8割（令和３年度）　→　６割以上（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を目標とします。

＜参考＞

●国の基本指針

・令和３年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
・就労移行支援事業については1.31倍、就労継続支援Ａ型事業について1.29倍、就労継続支援Ｂ型事業については1.28倍以上を目指す。
・一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和５年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする。

●大阪府の考え方

・就労移行支援事業等を通じた一般就労へ移行する者の数は、国の基本指針に沿った目標設定とする。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の６割以上とする。

（イ）就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目　標

・就労定着支援事業の利用者数　97人（令和３年度）　→　137人（令和８年度）

・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合　25%（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

大阪府が示す各割合の値に沿って、目標を設定します。

＜参考＞
●国の基本指針
・就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度の実績の1.41倍以上とする。
・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

※就労定着率の考え方が、「過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合」から「過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合」に変更されました。

（ウ）　就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額

目　標

15,259円（令和３年度）　→　23,300円（令和８年度）

目標値設定に当たっての考え方

本市総合計画に掲げる施策指標（令和10年度（2028年度）で18,000円）の達成を前提としつつ、目標を設定します。

＜参考＞
●国の基本指針
・就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額について、目標水準を設定することが望ましい。
●大阪府の考え方
・就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額について、目標値を設定する。
・大阪府が提供する市町村単位での令和８年度の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和３年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい者活躍推進計画に沿って、市の障がい者雇用の促進に取り組みます。

（イ）障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。

（ウ）就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センターその他関係機関で構成するネットワーク会議の活動により、一般就労を希望する障がい者の特性に応じた支援が

提供できるよう支援力の向上を図ります。

（エ）障がい者の工賃向上のため、授産製品の販売の機会を拡充し、売り上げの向上を図ります。

（オ）市による障がい者優先調達の推進を図り、授産製品や役務について機会の確保に取り組みます。

（５）相談支援体制の充実・強化等

ア　各目標の設定と考え方

（ア）基幹相談支援センター

目　標

・総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う。
・地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
・基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

（イ）地域自立支援協議会

目　標

個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の連携強化を図るとともに、地域課題の解決のために必要な協議会の体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。
●大阪府の考え方
・国の基本指針に沿った目標設定とする。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。**重点取組**

（イ）セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。**重点取組**

（ウ）計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターなどに専門性の高い研修を実施し、相談員等のスキルアップに取り組みます。**重点取組**

（エ）基幹相談支援センターや各相談支援機関等に人材養成のキーパーソンとなる主任相談支援専門員を計画的に配置し、相談支援体制の強化に取り組みます。

（オ）地域自立支援協議会の地域会議等における個別事例等の検討を通じ、課題を抽出し、社会資源の現状分析や評価等から改善策を検討します。また、情報共有や相互連携に取り組みます。

（カ）地域自立支援協議会の全体会議において障がい者等への支援体制等に関する課題について協議し、包括的なネットワーク体制の充実を図ります。

（キ）重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。**重点取組**

（ク）大阪府発達障がい者支援センターと連携して、発達障がい者に対して、最適なサービスの提供ができるよう、相談支援体制の強化を図ります。

（ケ）障がいのある人が自らの経験等を生かし、同じ障がいのある人の相談相手となり、社会参加や地域での交流等を支援する「ピアサポート」の取組を進めます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度			令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
セルフプラン		プラン率（%）	35	32	29
相談支援専門員		人数（人）	90	100	110
基幹相談支援センターの設置		設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施件数（件/年）	25	25	25
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	実施件数（件/年）	25	25	25
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数（回/年）	25	25	25
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施回数（回/年）	6	6	6
	主任相談支援専門員の配置数	配置数（人/年）	0	0	1
協議会における個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	地域会議の実施回数	実施回数（回/年）	10	10	10
	上記地域会議における参加事業所・機関数	参加事業者・機関数（社/年）	100	100	100
	協議会の専門部会の設置	設置数	2	2	2
	上記専門部会の実施回数	実施回数（回/年）	3	3	3
ピアサポートの取組	協議会での協議回数	協議回数（回/年）	1	1	1

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア　各目標の設定と考え方

目　標

不正受給の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等を実施する。

目標設定に当たっての考え方

府の考え方に沿った目標設定とします。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、別表第一の十の各項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
●大阪府の考え方
・国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。
（イ）不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。
（ウ）福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
（エ）大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
（オ）基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修の受講などにより、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の受講を促すなど、連携して人材育成に取り組みます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目 ＼ 年度			令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	参加人数（人/年）	15	15	15
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	2	2	2

コラム

“障がい者相談支援センター”って？

障がいのある方が地域で生活するために必要なサービスの相談などができる窓口です。

市内に６か所設置しています。



サービスの相談



困りごとの相談



手帳・自立支援医療など
色んな手続き



退院した後の 暮らしの相談



福祉の専門職がサポート



開設時間
午前９時～午後５時３０分

そのほかの手続きできる内容は各センターに連絡してくだ

	住所	電話番号
内本町 障がい者相談支援センター	内本町２－２－１２ （内本町コミュニティセンター	06-6319-9832

	内）	
片山・岸部 障がい者相談支援センター	岸部南１－４－８	06-6310-1672
豊津・江坂・南吹田 障がい者相談支援センター	豊津町２－１ 第２中田ビル１階	06-6386-3700
千里山・佐井寺 障がい者相談支援センター	千里山東２－２０－４	06-6170-1785
亥の子谷 障がい者相談支援センター	山田西１－２６－２０ （亥の子谷コミュニティセンター内）	06-6170-5136
千里ニュータウン 障がい者相談支援センター	津雲台１－２－１ （千里ニュータウンプラザ５階）	06-6873-8850

吹田市 HP
https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/shisetsu/1019113/1020398.html

３　障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

障がい福祉サービス及び相談支援サービスは、障がい者の自立支援のため、身体障がい、知的障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がい、発達障がい及び難病のさまざまな障がい特性に対応し提供するサービスです。

【障がい福祉サービス】

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	○ 居宅介護（ホームヘルプ） ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障がい者等包括支援	
日中活動系サービス	○ 生活介護 ○ 療養介護	○ 自立訓練（機能訓練） ○ 自立訓練（生活訓練） ○ 就労選択支援（令和7年度中施行予定） ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援Ａ型 ○ 就労継続支援Ｂ型 ○ 就労定着支援
短期入所サービス	○ 短期入所（ショートステイ）	
居住系サービス	○ 施設入所支援	○ 共同生活援助（グループホーム） ○ 自立生活援助

【相談支援サービス】

○ 計画相談支援	○ 地域移行支援	○ 地域定着支援

障がい福祉サービス等の利用見込みは、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に１人あたり月平均利用量を乗じた数量を見込量とすることを基本とします。

（見込量）＝（ひと月の実利用見込者数）×（1人あたり月平均利用量［日数・時間］）

（１）障がい福祉サービス及び相談支援サービス

ア　訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	・自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院や官公庁への付き添いを提供するサービス
重度訪問介護	・重度の障がいにより、行動が著しく困難で常時介護を必要とする障がい者が対象 ・自宅での入浴や食事等の介護から外出時の移動介護を総合的に提供するサービス
同行援護	・視覚障がいがあり移動が困難な障がい者が対象 ・外出時に同行し移動に必要な情報などの支援を提供するサービス
行動援護	・知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ・行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービス
重度障がい者等包括支援	・介護の必要の程度が著しく高い障がい者が対象 ・居宅介護など障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
居宅介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	321	322	323	324	325	326
		知的障がい者	303	305	307	309	311	313
		精神障がい者	424	457	490	523	556	589
		障がい児	78	86	94	102	110	118
		合　計	1,126	1,170	1,214	1,258	1,302	1,346
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	9,907	10,441	10,975	11,008	11,042	11,076
		知的障がい者	4,472	4,506	4,540	4,569	4,599	4,628
		精神障がい者	4,403	5,104	5,805	6,195	6,586	6,977
		障がい児	1,235	1,368	1,501	1,637	1,766	1,894
		合　計	20,017	21,419	22,821	23,409	23,993	24,575
重度訪問介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	15	17	19	22	25	28
		知的障がい者	2	2	2	2	2	2
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	17	19	21	24	27	30
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	3,269	3,485	3,701	4,928	5,600	6,272
		知的障がい者	181	138	138	181	181	181
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	3,450	3,623	3,839	5,109	5,781	6,453
同行援護	利用者数（人/月）	身体障がい者	97	101	105	109	113	117
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合　計	98	102	106	110	114	118
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	1,874	1,966	2,058	2,121	2,199	2,277
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		合　計	1,875	1,967	2,059	2,122	2,200	2,278
行動援護	利用者数（人/月）	知的障がい者	204	231	258	285	312	339
		精神障がい者	3	3	3	3	3	3
		障がい児	15	17	19	21	23	25
		合　計	222	251	280	309	338	367
	量の見込み（時間/月）	知的障がい者	4,554	5,519	6,484	7,162	7,841	8,519
		精神障がい者	38	76	114	114	114	114
		障がい児	393	389	389	550	602	655
		合　計	4,985	5,984	6,987	7,826	8,557	9,288
重度障がい者等包括支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	1	1	1	1
		知的障がい者	0	0	1	1	1	1
		合　計	0	0	2	2	2	2
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	0	0	240	240	240	240
		知的障がい者	0	0	240	240	240	240
		合　計	0	0	480	480	480	480

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
訪問系サービス計	利用者数（人/月）	身体障がい者	433	440	448	456	464	472
		知的障がい者	509	538	568	597	626	655
		精神障がい者	427	460	493	526	559	592
		障がい児	94	104	114	124	134	144
		合　計	1,463	1,542	1,623	1,703	1,783	1,863
	量の見込み（時間/月）	身体障がい者	15,050	15,892	16,974	18,297	19,081	19,865
		知的障がい者	9,207	10,163	11,402	12,152	12,861	13,568
		精神障がい者	4,441	5,180	5,919	6,309	6,700	7,091
		障がい児	1,629	1,758	1,891	2,188	2,369	2,550
		合　計	30,327	32,993	36,186	38,946	41,011	43,074

（ウ）見込量確保のための方策

○重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

イ　日中活動系サービス

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	・障がい支援区分３（施設入所支援を利用する場合は区分４）以上、または年齢が50歳以上の障がい支援区分２（施設入所支援を利用する場合は区分３）以上の障がい者が対象 ・昼間に、事業所において食事や排せつ等の介護等、生産活動や創作活動等の場を提供するサービス
療養介護	・医療を必要とする常時介護を必要とする障がい者が対象 ・病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービス
自立訓練 〈機能訓練〉	・一定期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
自立訓練 〈生活訓練〉	・一定期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
就労選択支援	・就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行うサービス。 ・令和７年度中の施行に向け、現在も国において内容を検討中。
就労移行支援	・一般就労等を希望する65歳未満の障がい者が対象 ・一定期間、事業所での作業や企業実習、職場探しや就労後の職場定着のための支援等を提供するサービス
就労継続支援 （Ａ型）	・一般就労等が困難な方のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者が対象 ・事業所内で雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供するサービス
就労継続支援 （Ｂ型）	・企業等の就労が年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者及び就労移行支援事業を利用し企業等や就労継続支援Ａ型の利用が困難な障がい者が対象 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を提供するサービス
就労定着支援	・一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題解消に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目		年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)見込み	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
生活介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	261	251	251	251	256	261
		知的障がい者	715	730	745	760	775	790
		精神障がい者	130	135	140	145	150	155
		合　計	1,106	1,116	1,136	1,156	1,181	1,206
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	4,201	4,173	4,173	4,693	4,786	4,880
		知的障がい者	13,509	13,749	13,989	14,359	14,642	14,926
		精神障がい者	1,119	1,342	1,565	1,620	1,676	1,732
		合　計	18,829	19,264	19,727	20,672	21,104	21,538
療養介護	利用者数（人/月）	身体障がい者	28	29	30	31	32	33
		知的障がい者	12	12	12	12	12	12
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		合　計	40	41	42	43	44	45
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	身体障がい者	5	4	4	4	4	5
		知的障がい者	1	1	1	1	1	1
		精神障がい者	0	1	2	3	4	5
		合　計	6	6	7	8	9	11
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	47	26	26	72	72	90
		知的障がい者	1	4	7	7	7	7
		精神障がい者	0	8	16	33	44	55
		合　計	48	38	49	112	123	152
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	身体障がい者	2	2	2	2	2	2
		知的障がい者	40	40	40	40	40	40
		精神障がい者	83	100	117	134	151	168
		合　計	125	142	159	176	193	210
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	3	15	27	36	36	36
		知的障がい者	695	632	632	695	695	695
		精神障がい者	883	948	1,013	1,425	1,606	1,787
		合　計	1,581	1,595	1,672	2,156	2,337	2,518
就労選択支援	利用者数（人/年）	支援学校卒業予定者					57	61
就労移行支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	18	25	32	39	46	53
		知的障がい者	71	66	66	61	58	56
		精神障がい者	249	267	285	303	321	339
		合　計	338	358	383	403	425	448
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	194	244	294	709	837	964
		知的障がい者	792	769	769	710	675	652
		精神障がい者	2,196	2,421	2,646	2,852	3,021	3,191
		合　計	3,182	3,434	3,709	4,271	4,533	4,807

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
就労継続支援（Ａ型）	利用者数（人/月）	身体障がい者	47	57	67	77	87	97
		知的障がい者	58	61	64	67	70	73
		精神障がい者	170	183	196	209	222	235
		合　計	275	301	327	353	379	405
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	767	816	865	1,463	1,653	1,843
		知的障がい者	942	911	911	1,088	1,136	1,185
		精神障がい者	2,298	2,532	2,766	3,036	3,225	3,414
		合　計	4,007	4,259	4,542	5,587	6,014	6,442
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数（人/月）	身体障がい者	75	85	95	105	115	125
		知的障がい者	230	248	266	284	302	320
		精神障がい者	203	220	237	254	271	288
		合　計	508	553	598	643	688	733
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	900	1,009	1,118	1,366	1,496	1,626
		知的障がい者	3,677	3,887	4,097	4,540	4,828	5,115
		精神障がい者	2,226	2,463	2,700	3,006	3,207	3,408
		合　計	6,803	7,359	7,915	8,912	9,531	10,149
就労定着支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	5	4	4	4	4	5
		知的障がい者	29	40	51	62	73	84
		精神障がい者	63	75	87	102	116	131
		合　計	97	119	142	168	193	220

※生活介護については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を111人/月、強度行動障がいを有する方を719人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の社会参加を促進するため、希望するサービスや障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。

○医療的ケアや強度行動障がいへの対応が必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に取り組みます。

○医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

ウ　短期入所サービス（ショートステイ）

（ア）サービスの内容

介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスです。

（イ）実績と見込量

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
短期入所（ショートステイ）	利用者数（人/月）	身体障がい者	63	80	97	102	105	108
		知的障がい者	237	229	229	229	229	229
		精神障がい者	17	16	16	16	16	16
		障がい児	72	87	102	106	107	108
		合　計	389	412	444	453	457	461
	量の見込み（人日/月）	身体障がい者	320	328	336	429	442	455
		知的障がい者	1,173	1,116	1,116	1,121	1,121	1,121
		精神障がい者	153	161	169	158	158	158
		障がい児	247	225	225	290	293	296
		合　計	1,893	1,830	1,846	1,998	2,014	2,030

※短期入所については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を32人/月、強度行動障がいを有する方を181人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

〇医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、市有地利活用の可能性も含め、サービスの確保に向け取り組みます。**重点取組**

〇緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ体制の強化に向けて検討を進めます。

〇親元からの自立に向けたステップとして、１人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、体験利用を促進します。

〇医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

エ　居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助（グループホーム）	・共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	・障がい者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
自立生活援助	・障がい者支援施設やグループホームからの一人暮らしへの移行を希望する者等が対象 ・定期的な巡回訪問等や相談対応により、居宅での自立した日常生活を送る上での状況把握、必要な助言又は関係機関との連絡調整等の支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人/月）	身体障がい者	51	50	50	53	56	59
		知的障がい者	319	340	361	380	399	418
		精神障がい者	75	80	85	89	93	98
		合　計	445	470	496	522	548	575
施設入所支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	62	54	46	45	44	43
		知的障がい者	114	117	117	117	117	117
		精神障がい者	1	2	2	2	2	2
		合　計	177	173	165	164	163	162
自立生活援助	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	1	0	1	1	1	1
		合　計	1	0	1	1	1	1

※共同生活援助については、３年間の見込量に医療的ケアを必要とする方を13人/月、強度行動障がいを有する方を306人/月含みます。

（ウ）見込量確保のための方策

○今後３年間のグループホームの新規利用ニーズを見込み、必要数が整備されるよう促進策に取り組みます。**重点取組**

○民間の活力のみでは充実が見込めない医療的ケアの必要な障がい者等を対象としたグループホームについては、市有地利活用も含めた促進策を検討します。**重点取組**

○医療的ケアの必要な重度障がい者、強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある人の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の強化に向け検討を進めます。**重点取組**

オ　相談支援

相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するために必要となるものであり、障がい者がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	・障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者等が対象 ・サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行うサービス
地域移行支援	・障がい者支援施設等に入所または精神病院に入院している障がい者が対象 ・住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を提供するサービス
地域定着支援	・居宅において単身の障がい者や施設又は病院から退所等したが地域生活が不安定な障がい者が対象 ・安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談やその他必要な支援を提供するサービス

（イ）実績と見込量

項目＼年度			令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
計画相談支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	327	328	329	330	331	332
		知的障がい者	722	755	788	821	854	887
		精神障がい者	533	570	607	644	681	718
		障がい児	1	6	11	16	21	26
		合　計	1,583	1,659	1,735	1,811	1,887	1,963
地域移行支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	1	2	3	4	5
		知的障がい者	0	0	0	1	2	3
		精神障がい者	2	0	0	1	2	3
		合　計	2	1	2	5	8	11
地域定着支援	利用者数（人/月）	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	1	2	3	4	5
		精神障がい者	0	0	0	1	1	1
		合　計	0	1	2	4	5	6

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、新規に相談支援専門員を配置した事業所に対する補助金支給や事業所連絡会などを通して助言等を実施する等、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。

重点取組

○相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材を育成するため、相談支援員に対して専門性を高める研修等を実施します。

○施設入所や入院中の障がい者について、現在の状況や意向の把握に努めます。

〇地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。

（２）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

【地域生活支援事業】

必須事業	任意事業（本市の場合）
○ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 ○ 相談支援事業（障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）） ○ 成年後見制度関連事業（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業） ○ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、入院時コミュニケーション支援事業）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業 ○ 日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）） ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター機能強化事業 ○ 障がい児等療育支援事業　障がい児福祉計画で記載 ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）	○ 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援、巡回支援専門員整備） ○ 社会参加支援（レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、要約筆記・点訳奉仕員養成）

ア　理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を実施することにより、障がい者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進します。

○障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

イ　障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助等、関係機関との連絡調整を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関する支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい者相談支援事業	実施箇所数（障がい者相談支援センター箇所数）	6	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者相談支援センターの市民周知を図り、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。重点取組

○居住支援について、吹田市居住支援協議会との連携など既存の取組を充実し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に関する対応を進めます。

ウ　成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）見込み	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人/年）	36	37	40	43	46	49
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

○成年後見制度の周知・啓発と、法人後見支援事業を実施するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と連携して重層的に取り組みます。

エ　意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業、手話奉仕員養成研修事業

（ア）サービスの内容

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、以下の支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣 （遠隔手話通訳を含む）	手話通訳者を派遣する。
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置 （障がい福祉室の手話通訳者の数）	手話通訳者を設置する。
入院時コミュニケーション支援	入院時における障がい者と医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

意思疎通を図ることが困難な障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施や派遣を行います。（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者）

【手話奉仕員養成研修事業】

障がい者の意思疎通支援を図るため、日常会話に必要な手話表現の技術を習得した者を養成します。

（イ）実績と見込量

【意思疎通支援事業】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者派遣事業	利用件数（件/年）	567	525	525	525	525	525
	利用時間数（時間/年）	958	778	778	778	778	778
要約筆記者派遣事業	利用件数（件/年）	2	2	2	2	2	2
	利用時間数（時間/年）	7	7	7	7	7	7

項目 ＼ 年度		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）見込み	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	設置者数（人）	2	2	2	2	2	2
入院時コミュニケーション支援	利用人数（人/年）	0	1	1	1	1	1

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】

項目 ＼ 年度		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）見込み	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
手話通訳者養成研修事業（※）	登録試験合格者数（人）	6	1	5	20 (5)	20 (5)	20 (5)
	養成講習修了者数（人）	6	2	5	40 (5)	40 (5)	40 (5)
要約筆記者養成研修事業（※）	登録試験合格者数（人）	0	3	3	10 (3)	10 (3)	10 (3)
	養成講習修了者数（人）	0	3	3	20 (3)	20 (3)	20 (3)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(※)	登録者数（人）	2	11	10	30 (10)	30 (10)	30 (10)
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業(※)	登録者数（人）	0	0	1	5 (1)	5 (1)	5 (1)

注）※の事業の見込値は大阪府全体、（）内は吹田市の値です。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】

項目 ＼ 年度		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）見込み	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
手話通訳者派遣事業	利用件数（件/年）	0	0	10	10	10	10
	利用時間数（時間/年）	0	0	15	15	15	15
要約筆記者派遣事業	利用件数（件/年）	0	0	0	0	0	0
	利用時間数（時間/年）	0	0	0	0	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(※)	利用件数（件/年）	236	111	111	10,825 (111)	10,825 (111)	10,825 (111)
	利用時間数（時間/年）	732	264	264	43,300 (264)	43,300 (264)	43,300 (264)
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(※)	利用件数（件/年）	0	0	0	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	利用時間数（時間/年）	0	0	0	6 (0)	6 (0)	6 (0)

注）※の事業の見込値は大阪府全体、（）内は吹田市の値です。

【手話奉仕員養成研修事業】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員養成講習修了者数）	養成講習修了者数（人）	0	48	60	120	120	120

（ウ）見込量確保のための方策

【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

○手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保にあたっては、講習会での人材の養成を進めるほか、ＩＣＴの活用など幅広い視点から取り組みます。

○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、府内の指定都市及び中核市と共同で実施します。

○入院時コミュニケーション支援について、ホームページ等による制度の周知に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

○手話奉仕員の養成研修等を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。

○手話奉仕員養成講座について、希望者が全員受講できるよう講座を充実します。

○手話への理解・関心が深められるよう低年齢層にも働き掛けを行います。

○ＩＣＴを活用した講座や情報提供について研究を進めます。

オ　日常生活用具給付等事業

（ア）サービスの内容

重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）見込み	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
介護・訓練支援用具	利用件数（件/年）	26	37	37	37	37	37
自立生活支援用具	利用件数（件/年）	95	88	88	90	90	90
在宅療養等支援用具	利用件数（件/年）	102	72	72	72	72	72
情報・意思疎通支援用具	利用件数（件/年）	332	288	288	290	290	290
排せつ管理支援用具	利用件数（件/年）	7,917	8,015	8,015	8,020	8,020	8,020
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数（件/年）	5	6	6	6	6	6

（ウ）見込量確保のための方策

○重度障がい者の日常生活の自立や社会参加又は介護者の負担軽減を図るため、必要に応じて対象用具等の拡充を検討します。

カ　移動支援事業

（ア）サービスの内容

障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

（イ）実績と見込量

項目		年度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
移動支援	利用者数（人/年）	身体障がい者	180	198	176	234	252	270
		知的障がい者	553	564	511	586	597	608
		精神障がい者	143	155	128	179	191	203
		障がい児	45	56	45	78	89	100
		合　計	921	973	860	1,077	1,129	1,181
	量の見込み（時間/年）	身体障がい者	31,843	33,558	33,889	39,659	42,710	45,760
		知的障がい者	89,493	89,241	89,706	92,722	94,462	96,203
		精神障がい者	16,713	16,313	16,760	18,838	20,101	21,364
		障がい児	4,180	4,725	4,654	6,581	7,509	8,437
		合　計	142,229	143,837	145,009	157,800	164,782	171,764

（ウ）見込量確保のための方策

○移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。

キ　地域活動支援センター機能強化事業

（ア）サービスの内容

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や活動内容が異なる機能強化事業を行います。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	〈Ⅰ型〉 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 〈Ⅱ型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。 〈Ⅲ型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（か所）	1	1	1	2	2	3
	利用者数（人/年）	4,686	5,320	4,563	6,588	7,222	7,856
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2	2
	利用者数（人/年）	255	384	384	384	384	384
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（か所）	0	1	2	2	2	3
	利用者数（人/年）	0	341	657	1,023	1,023	1,705

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の地域生活の充実を図るための居場所として、地域活動支援センターの機能強化に取り組みます。また、不足している地域活動支援センターⅠ型の整備に向けての取組についても継続します。

○利用状況の精査を行い、ニーズが充足されているのか分析を行います。

ク　精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

（ア）サービスの内容

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等に取り組むため、各関係機関が連携できる体制を構築します。

（イ）見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催回数(回/年)	0	0	0	0	0	1

（ウ）見込量確保のための方策

〇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会を活用し、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援等を行います。

ケ　日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス	・入浴が困難な在宅の身体障がい者が対象 ・居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴介助を提供するサービス
日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
訪問入浴サービス	利用量（人日/年）	941	833	810	859	872	885
日中一時支援	利用量（人日/年）	10,055	8,924	10,766	9,635	9,990	10,346

（ウ）見込量確保のための方策

〇訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。

○日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、日中一時支援の充実に取り組みます。

コ　社会参加支援

（ア）サービスの内容

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進するため、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保に努めます。

（イ）実績と見込量

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
社会参加支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（ウ）見込量確保のための方策

○障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会を確保します。
○障がい者を対象としたイベント等を開催するとともに、障がい者の参加できるイベントについて広く周知を行います。

コラム

“地域活動支援センター”って？

「地域活動支援センター」とは、障がいがある方に創作活動や生産活動の場を提供したり、社会との交流の機会を提供する場所です。

「毎日通うのは難しいけど、自分のペース過ごせる場所が欲しい」、「日常の困りごとや福祉サービスについて相談したい」、という方が登録して、利用できます。

実費を除いて、利用に料金が発生することはほとんどありません。まずはお気軽にお問い合わせください。

＜Ⅰ型＞

・**地域活動支援センターりあん**　【吹田市内本町1丁目2番17号（06-7182-4050)】

⇒精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉の支援のサポートも行っています。地域住民ボランティアの育成も行っています。

＜Ⅱ型＞

・**地域活動支援センターすももクラブ**

【大阪市淀川区十三東３丁目 11 番 15 号　(06-6305-3969)】

・**地域活動支援センターほほえみ**

【大阪府大阪市中央区玉造２丁目 16 番８号 玉造井上ビル４階(大阪ろうあ会館玉造センター)(06-6796-8306)】

⇒就労が困難な障がいのある方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を行っています。

＜Ⅲ型＞

・**地域活動支援センター赤レンガ**　【吹田市千里山月が丘６番８号（06-6319-9894)】

・**地域活動支援センタールビア**　【吹田市岸部北２丁目 30-3　(06-7503-1166)】

⇒小規模な事業所で就労や社会参加に向けて交流の場を提供しています

詳細は吹田市 HP をご覧ください

https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018682/1030195/index.html

さまざまな人と交流した　　困りごとを相談したい　　生活リズムを安定したい

４　障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

（１）障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

ア　公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー吹田市民会議や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現を図ります。

イ　合理的配慮の提供が市役所全体の取組として推進できるよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を定期的に開催し、障がいを理由とする差別が行われることがないよう、職員対応要領の周知・徹底を図ります。また、吹田市内の事業所においても、同様に合理的配慮の提供ができるよう啓発に努めます。 **重点取組**

ウ　地域全体での合理的配慮の提供や障がい者差別の解消に向けた啓発や取組を推進するため、基幹相談支援センターで個別の相談に対応するほか、吹田市地域自立支援協議会の専門部会にて好事例などの共有を図ります。

エ　ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

オ　こころサポーター養成講座を実施して、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識の理解促進を図ります。

（２）障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

ア　障がい者が適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。また、障がい特性に応じて選択が可能となるよう、様々な媒体での情報提供を行います。

イ　障がい特性に応じ、言語（手話を含む）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。

ウ　遠隔地や緊急時等に対応するため、ＩＣＴ機器等を利活用した意思疎通支援を行います。

エ　サービス利用に際し、障がい特性に応じた方法により必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

オ　手話の普及や理解促進、また、障がい者の情報取得やコミュニケーション手段の選択利用が容易となるよう、「手話言語条例」の推進方針を策定します。

カ　手話や意思疎通支援に係る施策を推進するため、障がいの当事者参加による会議体を設置します。

（３）障がい者に対する虐待の防止

ア　障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員、サービス管理責任者等の事業所の従業者に対し虐待防止の意識を高める研修を実施します。

イ　障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・雇用の関係者等との虐待防止ネットワークを活用し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します。

ウ　障がい福祉サービス事業所での虐待防止委員会の設置、従事者への研修の実施、虐待防止の担当者の配置を徹底します。

エ　虐待防止センターにおいて、土日祝日等の閉庁時間を含めて相談や通報に対応します。また、虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。

（４）事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

ア　障がい福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。

イ　発災時に備え、事業所に対し、防災イベントの参画や地域との連携に取り組むよう、機会を捉えて周知を行います。また、防犯対策や感染症の対応などにも取り組みます。

ウ　障がい者一人ひとりの障がい特性や同性介護等への配慮に対応できるよう、事業所職員への研修などを実施します。

（５）障がい福祉人材の確保、定着及び養成

ア　福祉サービスに従事する人材の不足が喫緊の課題であることから、事業者の意見を聞きながら採用活動に対する有効な取組を検討します。また、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会に取り組みます。**重点取組**

イ　障がい福祉分野の魅力発信について、国及び大阪府と連携して取り組みます。また、大学連携の取組を実施し、若者が障がい福祉分野に触れる機会づくりを行います。

ウ　事業所の従業者に対する各種研修の受講支援のため、研修費補助制度の活用を促進します。**重点取組**

エ　障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国と連携しＩＣＴやロボット導入のモデル事業の活用を促進し、人材定着に向けた取組を進めます。**重点取組**

コラム

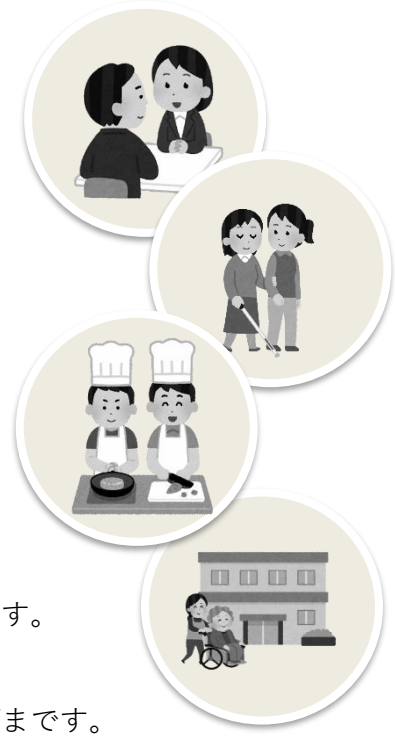
障がい福祉のしごと

障がい福祉・障がい者が自らの望む生活を営むことができるように支援すること

障がいは人それぞれ。支援もさまざま。

例えばこんな支援があります。

＊状態やニーズに適したサービスにつなぐための相談
＊買い物や外出の支援
＊入所施設での介護
＊共同住居での生活支援



障がい福祉の仕事とは、
「さまざまな個性や想いに触れられる魅力ある仕事」です。

働いている人が持っている資格や、必要な研修はさまざまです。
はじめは資格がなくても、働く中で専門性を高めていくこともできます。

障がい福祉分野のしごとはさまざまなひとたちに支えられて成り立っています。

＜障がい福祉の就職ナビ（吹田市HP）＞
障がい福祉の仕事の内容・インターン情報等
https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018563/index.html

＜障がい福祉分野の人材確保・定着・養成について（吹田市HP）＞
吹田市の実施する事業者向け補助金等
https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1027476/index.html

コラム

合理的配慮って？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、障がいのある方への「合理的配慮」などが求められています。

※令和 6 年 4 月 1 日から法律の改正により、事業者にもの合理的配慮の提供が義務づけられます。

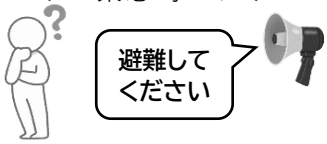
合理的配慮

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

市役所や事業者は、障がいのある人から対応を求められたとき負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くための対応をする必要があります。

合理的配慮の提供には、具体的な対応について話し合うことや必要に応じて見直し、改善していくことも大切です。

社会の中にあるバリア

①物理的なバリア	公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア	例）路上に放置された自転車 
②制度的なバリア	社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア	例）補助犬の入店拒否 
③文化・情報面でのバリア	情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア	例）音声のみの緊急時アナウンス 
④意識的なバリア	周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリア。障がいに対する誤った認識から生まれる。	例）“障がい者は～～だ” “○○である”という決めつけ 

第4章 第３期吹田市障がい児福祉計画

１　基本的な考え方

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

本計画の推進にあたっては、障がい児に対する虐待の防止、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進、障がいを理由とする差別の解消及びユニバーサルデザインの推進、事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実等の視点を含めて取り組まなければなりません。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増え続ける中、早期発見・早期支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制強化が求められています。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を一層強化し、取組を推進していきます。

国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえた障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

（１）地域支援体制の構築

令和６年の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

本市では、こども発達支援センターを障がい児支援の拠点施設と位置付け、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化するとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、障がい児通所支援の充実を図ります。

また、こども発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、

障がい児通所支援サービス事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進の中核としての機能、障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえた重層的な支援体制の整備を推進します。

地域における支援体制の整備に当たっては、関係機関との会議等において、インクルージョン推進における地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、吹田市地域自立支援協議会と連携を図り、障がい児支援のインクルージョン推進の体制を構築していきます。

障がい児通所支援サービス事業所に対しては、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションを実施するとともに、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

（２）保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

すこやか親子室、こども発達支援センター、保育、教育、留守家庭児童育成室等が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・早期支援や健全育成、障がい児通所支援の体制整備を推進します。

児童のライフステージに沿って、それまでの支援が途切れることのないよう、教育等の関係機関へ円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、18歳以降も継続した支援が行われるよう、障がい児・者の福祉サービス所管部局間で情報や課題の共有を図ります。卒業後の進路選択や生活の場の確保については、教育等の関係部局、支援学校等の関係機関と連携し、保護者等に対する必要な情報の提供及びサービス等の利用に向けて円滑な引継ぎを行います。

難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や専門的な療育機関及び身近な地域における療育の実施等、適切な支援につなげます。

（３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や幼稚園、認定こども園、留守家庭児童育成室、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

こども発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援サービス事業所等が、保育所や小学校等の育ちの場を巡回または訪問し、連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、言語（手話）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在することなど、障がい特性に応じた対応について啓発し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、「第２期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度（2020年度）～令和６年度（2024年度））及び後継計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

また、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、医療関係、福祉関係の専門職等の中から配置を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児の支援に当たり、養成研修等の参加の促進や、こども発達支援センターにおける訪問等による相談を通して事業所への支援を推進するなど、専門的な支援員を有するサービス提供事業所の確保に向け、支援体制の整備を図ります。

（５）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めます。

障がい児相談支援を実施する事業者の提供体制の確保に向けては、福祉担当部局による計画相談支援事業所に対する補助事業等を進めるとともに、相談支援専門員に必要とされる、適切な支援の利用につなぐ専門性や、子供の発達段階の理解を高めるため、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施し、相談支援専門員のコーディネーター機能の強化を図ります。

２　成果目標

（１）障がい児支援の提供体制の整備等

ア　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

目　標

項目＼年度	目標 令和８年度 （2026年度）	現状 令和４年度 （2022年度）
児童発達支援センターの設置	設置済	福祉型　１か所 医療型　２か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数	６か所	４か所
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済

目標値設定に当たっての考え方

児童発達支援センターの設置については、令和６年４月の児童福祉法の一部改正により、児童発達支援の福祉型・医療型の類型が一元化されることを踏まえ、類型による表記を変更するものです。第２期計画に引き続き、利用環境の整備に努めます。

保育所等訪問支援については、第２期計画では３か所としていましたが、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、保育所等訪問支援の第３期計画期間の目標値を６か所と設定します。また、インクルージョン推進における関係機関の協議の場として、吹田市地域自立支援協議会を活用していきます。

＜参考＞
●国の基本指針　大阪府の考え方
・令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に１か所以上設置。
・児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和８年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める。

成果目標に係る主な取組

（ア）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能の強化

こども発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な支援機関として、児童の特性に応じた支援を実施するため、保育士・児童指導員が実施する、親子遊びや小集団での親子活動をとおして、子供の成長に応じて必要な支援を一緒に考える年齢ごとの親子教室や、杉の子学園、わかたけ園での療育や保護者相談、学習会を通じて、子供の成長を確認し、特性への理解を深める取組を進め、子供が社会生活に向けて自立成長するための支援を実施するほか、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士等による発達相談や専門療法、ソーシャルスキルトレーニングなど、専門性に基づく支援を実施します。また、早期に発達専門の医療機関を受診し、適切な療育が受けられる体制を整備するため、大阪大学と協力して、大阪大学医学部附属病院の受診から必要な療育へとつなげる体制を整備し、支援の充実を図ります。

保護者への支援として、個別相談や子供の特性を理解し、具体的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニング、保護者のための講座を実施するほか、こども発達支援センターの利用者や卒園児の保護者を対象とした交流会など、家族が交流する場を提供し、療育が必要な児童の家族を支援します。

（イ）地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

本市の障がい児支援の拠点施設であるこども発達支援センターの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・保育士の専門職による、障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション等の支援を実施します。また、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。

（ウ）地域のインクルージョン推進の中核としての保育所等訪問支援

こども発達支援センターでは、療育支援が必要な児童が地域でも過ごせるように、保育所等の巡回相談や児童の見立てについて関係機関へ情報共有を行い、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めています。

また、こども発達支援センターで実施する関係機関の連絡会議等において、保育所等訪問支援がスムーズに行えるよう課題を整理し、こども発達支援センターをはじめとする保育所等訪問支援事業所の支援内容の充実を図ります。

（エ）地域の発達支援に関する入口としての相談対応

こども発達支援センター、すこやか親子室、保育所、幼稚園、認定こども園、のびのび子育てプラザは、発達相談の窓口として、発達に関する相談や、適切な支援につなぐ等の役割を担い、早期発見・早期療育に向けた取組を推進しています。

こども発達支援センターは、親子教室や５歳発達相談など、児童の発達段階に応じた課題に対する支援の充実を図るとともに、相談支援事業を通して児童発達支援事業所等と連携し、療育の必要な児童とその家族の支援に努めます。

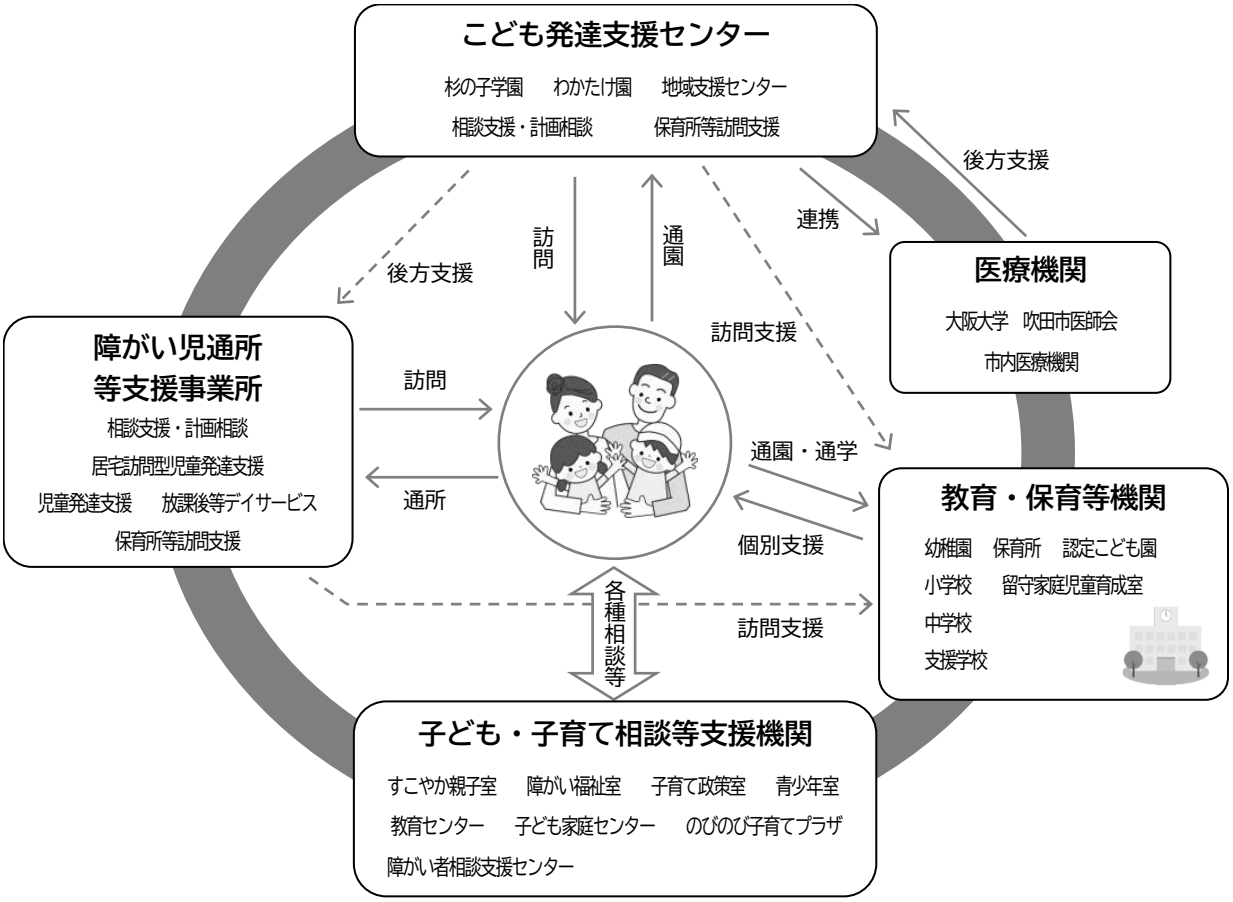


また、療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルである「発達支援手帳すいすいのーと」や、就学前後のように在籍機関が変わる時期に特化したファイルである「すいすいシート」の活用促進に取り組み、児童の障がい特性を関係者で共有する仕組の構築を検討します。また、こども発達支援センター、すこやか親子室は障がい福祉室や関係部局と連携し、18歳以降の支援体制についての情報発信に努めます。

（オ）地域のインクルージョン推進における関係機関の協議の場の設置

地域のインクルージョンの推進については、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化を図るため、従前から吹田市域療育等関係機関連絡会等の関係機関における会議で検討を進めてきました。令和６年の児童福祉法の一部改正において、地域社会への参加やインクルージョンのさらなる推進が求められており、障がい児者等が自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、吹田市地域自立支援協議会を活用し、協議・協働することで、インクルージョンの推進に係る検討及びその活性化を図っていきます。

こども発達支援センターを拠点とした療育支援<イメージ図>



イ　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目　標

項目＼年度	目標 令和８年度 （2026年度）	現状 令和４年度 （2022年度）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	３か所	３か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	６か所	６か所

目標値設定に当たっての考え方

これまでの利用実績や支援ニーズの動向などから第３期計画期間の目標値を、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については３か所、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については６か所と設定します。

今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

＜参考＞
●国の基本指針　大阪府の考え方
・令和８年度末までに、各市町村に１か所以上確保する。
・市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。

成果目標に係る主な取組

（ア）重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備にあたっては、利用実績や支援ニーズを見極めながら次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業により、事業者募集を引き続き検討します。

ウ　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目　標

項目＼年度	目標 令和８年度 （2026年度）	現状 令和４年度 （2022年度）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	福祉関係　１名 医療関係　１名	福祉関係　０名 医療関係　１名
協議の場の開催数	３回/年	３回/年

目標値設定に当たっての考え方

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るために設置された吹田市域療育等関係機関連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けています。

医療的ケア児等コーディネーターは、医療の専門的な知識と経験に基づいて、児童の健康の維持を図るとともに、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援のキーパーソンとしての福祉的役割も求められています。看護師等の医療関係、相談支援専門員等の福祉関係の職種が連携し、総合調整が行えるよう、福祉関係のコーディネーターを新たに配置します。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、心身状況に応じた各分野の支援が行えるよう、引き続き吹田市域療育等関係機関連絡会の医療的ケア児部会において、課題について協議し、支援の充実に努めます。

＜参考＞
●国の基本指針　大阪府の考え方
・令和８年度末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置。心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。
・令和８年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各１名以上、地域の実情に応じて市町村に配置。

成果目標に係る主な取組

（ア）吹田市域療育等関係機関連絡会の医療的ケア児部会において、地域の医療的ケア児の課題の整理や地域資源の把握を行い、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と情報共有を図ります。

（イ）医療的ケア児等コーディネーターは、 新生児の退院後の在宅生活を見据え、医療機関やこども発達支援センター、すこやか親子室等の関係機関と連携し、居宅介護や訪問看護等について、医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。また、医療的ケア児相談窓口において、相談対応を行い、個々のケースに応じて必要な支援につないでいきます。

（ウ）医療的ケア児部会において、令和5年度に実施した医療的ケア児の保護者に対する実態調査結果の分析を行い、医療的ケア児に係る課題を明らかにし、その解消に向けた取組を検討します。

（２）相談支援体制の充実・強化

ア　発達障がい者等に対する支援（活動指標）

見込量

項目 ＼ 年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
セルフプラン（児童）	プラン率	30%以下	30%以下	30%以下
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数（人/年）	65	69	73
ペアレントトレーニング実施者数	実施者数（人/年）	8	9	10
ペアレントプログラム実施者数	実施者数（人/年）	18	22	26

【見込量確保のための方策】

（ア）大阪府発達障がい者支援センターと連携しながら、相談体制の強化を図り、最適なサービスにつなぎます。

（イ）ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの実施により、保護者が子供の特性を理解し、具体的な対応方法等について学ぶ機会を提供します。

（ウ）こども発達支援センターの、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会の開催や、本人同士等が集う場の提供に努めます。また、大阪府が実施しているペアレントメンター事業を活用し、子育てに関する経験談の紹介や、情報提供の機会を通して、家族支援を行うとともに、ペアレントメンターの役割の周知を図ります。

（エ）セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。**重点取組**（障がい福祉計画再掲）

（３）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（再掲）

ア　各目標の設定と考え方

目　標

（ア）障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。

（イ）不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及びすこやか親子室との連携体制を強化します。

（ウ）府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

目標設定に当たっての考え方

大阪府の考え方に基づき、事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

＜参考＞
●国の基本指針
・令和８年度末までに、別表第一の十の各項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
●大阪府の考え方
・国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

イ　成果目標達成に向けての取組

（ア）障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。

（イ）不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。

（ウ）福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。

（エ）大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。

（オ）基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職

員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組みます。

ウ　目標達成に関連する主な活動指標

項目＼年度			令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	参加人数（人/年）	15	15	15
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有		体制の有無	有	有	有
		実施回数（回/年）	2	2	2

３　障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。障がい児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、１人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

（１）障がい児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を提供します。

【実績】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）（※2）
児童発達支援	利用児童数(人)（※1）	594	634	650
	利用日数総数(人日)	5,120	5,938	5,909
医療型児童発達支援	利用児童数(人)（※1）	61	51	38
	利用日数総数(人日)	584	540	369
放課後等デイサービス	利用児童数(人)（※1）	1,227	1,387	1,388
	利用日数総数(人日)	12,506	14,392	16,674
保育所等訪問支援	利用児童数(人)	19	37	70
	訪問回数(回)	25	54	100
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)	4	4	2
	訪問回数(回)	41	30	7
障がい児相談支援	利用児童数(人)	394	442	508

（※1）児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、延べ人数
（※2）令和５年度（2023年度）は令和５年９月までの数値をもとに算出

【見込量】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
児童発達支援	利用児童数(人)（※3）	751	858	973
	利用日数総数(人日)	7,394	9,118	11,116
放課後等デイサービス	利用児童数(人)（※3）	1,568	1,772	2,003
	利用日数総数(人日)	19,175	22,051	25,359
保育所等訪問支援	利用児童数(人)	79	89	101
	訪問回数(回)	115	132	152
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)	4	4	4
	訪問回数(回)	20	20	20
障がい児相談支援	利用児童数(人)	569	637	714

（※3）児童発達支援・放課後等デイサービスの利用児童数は実人数
第２期計画まで福祉型と医療型の児童発達支援は個別に見込量を計上していましたが、第３期計画より一括して計上することとなりました。

【見込量確保のための方策】

○児童本人やその家族が、障がい児支援事業について適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報を分かりやすく、伝わりやすく発信し、事業のさらなる推進を図ります。

○サービスを必要とする児童が療育につながるよう、相談の入り口となるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割の周知を進めるとともに、各機関において専門知識を深め、事業所や医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない、支援体制の充実に努めます。

○市民アンケートにおいても事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。

○支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、家族を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施します。

○医療的ケアを必要とする児童等、障がいの特性に応じたニーズの把握に努めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業の周知を進めるなど、引き続き障がい児支援に係る事業所の充実を図ります。

（２）地域生活支援事業

ア　障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、こども発達支援センターにおいて、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修、実習を行うとともに、吹田市障がい児支援事業者等連絡会と連携し、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

【実績と見込量】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）見込み	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障がい児等療育支援事業	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○支援者向け講座の開催や、通所支援事業所の職員に対する実習などの支援を継続するとともに、障がい児通所支援事業所等に対し、訪問によるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施します。

（３）子ども・子育て支援等

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第３期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第３期障がい児福祉計画期間における障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

【実績】

項目＼年度		令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
保育所	利用児童数（人）（※1）	129	146	181
認定こども園	利用児童数（人）（※1）	61	87	117
留守家庭児童育成室	利用児童数（人）（※2）	173	196	207

（※1）各年度４月１日現在の人数
（※2）各年度５月１日現在の人数

【見込量】

項目＼年度		令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
保育所	利用児童数（人）	200	220	230
認定こども園	利用児童数（人）	120	130	140
留守家庭児童育成室	利用児童数（人）	220	220	220

【見込量確保のための方策】

〇保育所等においては、発達支援保育制度（※３）及び要配慮保育制度（※４）により、発達や健康面等に配慮が必要な児童の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談等を実施し、保育支援や保護者支援、就学支援を行います。

〇支援が必要な児童の増加に対応できるよう、関係機関と課題の検討を進めていきます。

〇乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制の整備に向け、支援のあり方を検討します。

〇留守家庭児童育成室においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配するとともに、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し、保育支援や保護者支援を行います。また、一定の要件を満たす児童については、５、６年生の受け入れを行います。

（※３）発達面で配慮が必要な３歳児以上の児童に対し、集団保育を受けることで発達を促すために、保護者に就労等の保育を必要とする事由がなくても保育所等の利用ができる制度
（※４）就労等の事由で保育所等の利用を希望し、保育所等の生活において発達の支援を希望する場合に利用できる制度

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

１　実施体制と進行管理

（１）実施体制

「第４期吹田市障がい者計画」の基本理念及び基本的方向性に基づき、「吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）」については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、庁内関係所管や他の行政機関、吹田市地域自立支援協議会、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

（２）進行管理

計画の円滑な推進を図るために、ＰＤＣＡサイクルにより、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。

なお、分析及び評価については、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等を行います。また、障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努めます。



資　料

吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）策定経過

《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会》

会　議	開催日	要　旨
第１回	令和５年（2023年） ８月29日	○第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（諮問、現行計画の実績評価など）
第２回	令和５年（2023年） 11月10日	○第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（素案の審議）
第３回	令和５年（2023年） 12月20日	○（仮）吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）の策定について（答申）

《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会ワーキング》

会　議	開催日	要　旨
第１回	令和５年（2023年） 10月25日	○第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画文案に係る意見交換

《吹田市第７期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート》

令和５年(2023年)５月時点で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、本市障がい福祉サービスの支給決定を受けている方及び本市難病患者等給付金支給対象者の中から無作為抽出した2,000人を対象として令和５年（2023年）５～６月に実施。有効回答　1,052人（52.6%）

《吹田市第３期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート》

令和５年(2023年)５月時点で、通所受給者証または身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出した300人を対象として令和５年（2023年）５～６月に実施。有効回答　152人（50.7%）

《障がい者（児）当事者等からの意見聴取》

市内の障がい者（児）当事者団体及び事業者を対象として令和５年（2023年）６～７月に書面により実施。（意見があった当事者団体：８団体、意見があった事業者：108事業所）

《吹田市障がい者支援プラン（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）素案に対するに意見提出手続（パブリックコメント）》

意見提出期間：令和５年（2023年）12月25日～令和６年（2024年）１月25日

意見提出件数：158件（88通）

《吹田市障がい者福祉事業推進本部》

会　議	開催日	要　旨
第１回幹事会	令和５年（2023年） 11月15日	○第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の文案について（検討）
第１回本部会	令和５年（2023年） 11月29日	○第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（案）について（検討）
第２回本部会	令和６年（2024年） ２月22日	○吹田市障がい者支援プラン（第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画）（案）について（決定）

《吹田市社会福祉審議会》

会　議	開催日	要　旨
第１回	令和５年（2023年） 11月20日	○第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の策定について（策定の進捗管理）

吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会　構成員名簿

令和５年（2023年）12月１日現在

	氏　名	所　属（推薦団体）	備　考
1	大山　七重	大阪弁護士会	学識経験のある者
2	相馬　孝	吹田市医師会	学識経験のある者
3	綾部　貴子	梅花女子大学	学識経験のある者
4	川田　和子	大和大学	学識経験のある者
5	粟田　智代	吹田市社会福祉協議会	学識経験のある者
6	西岡　弘子	吹田市民生・児童委員協議会	学識経験のある者
7	室山　都子	吹田商工会議所	学識経験のある者
8	藤嶋　耕治	大阪府立箕面支援学校	学識経験のある者
9	内藤　祐輔	すいた障がい者就業・生活支援センター	社会福祉事業に従事する者
10	水谷　充規	吹田市障害福祉サービス日中活動事業所連絡会	社会福祉事業に従事する者
11	西村　具通	吹田市グループホーム連絡会	社会福祉事業に従事する者
12	冨士野　香織	吹田市介護保険事業者連絡会	社会福祉事業に従事する者
13	阪本　裕貴	吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会	社会福祉事業に従事する者
14	仁木　恵美	委託相談支援事業所	社会福祉事業に従事する者
15	河合　翔	―	公募市民
16	大江　卓司	―	公募市民
17	近藤　由佳里	―	公募市民
18	菅原　豊子	―	公募市民
19	野村　路代	―	公募市民
20	髙木　浩平	―	公募市民
21	大谷　悠子	―	公募市民
22	林　　恒男	―	公募市民

（敬称略）

吹田市社会福祉審議会規則

令和２年３月31日規則第29号

改正

令和３年１月12日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第30号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法の例による。

（審議会の組織）

第３条　審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

２　委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、３年とする。ただし、７月１日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後２年を経過した日以後における最初の６月30日までとする。

３　委員等は、再任されることができる。

４　補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の副委員長）

第４条　審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会）

第５条　審議会の会議（以下「全体会」という。）は、委員長、副委員長、専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員をもって構成する。

２　全体会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

３　全体会は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

４　全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第６条　審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

（１）　地域福祉計画推進専門分科会　地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項

（２）　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事

項

（３）　障がい者施策推進専門分科会　障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項

（専門分科会の組織）

第７条　専門分科会は、次に定める委員等で組織する。

（１）　民生委員審査専門分科会　委員長が指名する委員等５人以内

（２）　身体障害者福祉専門分科会　委員長が指名する委員等20人以内

（３）　児童福祉専門分科会　市長が指名する委員等５人以内

（４）　地域福祉計画推進専門分科会　市長が指名する委員等10人以内

（５）　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会　市長が指名する委員等17人以内

（６）　障がい者施策推進専門分科会　市長が指名する委員等14人以内

（専門分科会の会長及び副会長）

第８条　専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等のうちから、当該委員等の互選（身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名）により定める。

２　会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門分科会の会議）

第９条　専門分科会の運営については、第５条第２項から第４項までの規定を準用する。

２　第６条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。

３　専門分科会の決議は、諮問を受けた事項に係るものにあっては、これをもって審議会の決議とする。

（身体障害者福祉専門分科会の審査部会）

第10条　身体障害者福祉専門分科会の審査部会は、育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

２　育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議する委員等は、医師であることを要しない。

３　審査部会に属する委員等は、それぞれ独立してその職務を行う。

４　審査部会の決議については、前条第３項の規定を準用する。

（部会）

第11条　審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選により定める。
４　部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。
５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員等がその職務を代理する。
６　部会の運営については、第５条第２項から第４項までの規定を準用する。

（意見の聴取等）

第12条　全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開等）

第13条　民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は、公開しない。
２　民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

（庶務）

第14条　審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。
２　専門分科会の庶務は、次に定める室において処理する。
（１）　身体障害者福祉専門分科会及び障がい者施策推進専門分科会　福祉部障がい福祉室
（２）　児童福祉専門分科会　児童部保育幼稚園室
（３）　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会　福祉部高齢福祉室

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（吹田市福祉審議会規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。
（１）　吹田市福祉審議会規則（平成４年吹田市規則第13号）
（２）　吹田市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年吹田市規則第43号）
（３）　吹田市障がい者施策推進委員会規則（平成25年吹田市規則第45号）
（４）　吹田市児童福祉審議会規則（平成27年吹田市規則第44号）
（５）　吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則（平成29年吹田市規則第４号）

（諮問に関する経過措置）

3　令和２年３月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会にされた諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

（委員等に関する経過措置）

4　令和２年４月１日（以下「施行日」という。）以後初めて委嘱する委員等の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、令和４年６月30日までとする。

5　施行日から令和４年６月30日までの間における第９条第２項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

附　則（令和３年１月12日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

吹田市障がい者福祉事業推進本部設置要領

最近改正　令和５年10月16日

（設置）

第１条　庁内における障がい福祉事業の連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するため、吹田市障がい者福祉事業推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）　障がい者の自立更生と社会参加を推進するための施策の調整に関すること。

（２）　地域社会の障がい者への理解と協力を得るための啓発活動に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

（組織）

第３条　推進本部に、本部会及び幹事会を置く。

本部会は、本部長・副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

４　本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

危機管理監、総務部長、行政経営部長、市民部長、理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、理事（福祉指導監査担当）、健康医療部長、保健所長、環境部長、都市計画部長、土木部長、消防長、水道部長、学校教育部長、教育監、地域教育部長

（職務）

第４条　本部長は、推進本部の事務を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代理する。

３　本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（会議）

第５条　本部会の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事会）

第６条　幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

ただし、主管の部次長を置かないときは、部の庶務を所管する室の室長とする。

総務部次長、総務部人事室長、総務部契約検査室長、行政経営部次長、市民部次長、市民部人権政策室長、都市魅力部次長、児童部次長、児童部子育て政策室長、児童部保育幼稚園室長、児童部こども発達支援センター長、福祉部次長、福祉事務所長、福祉部高齢福祉室長、福祉部障がい福祉室長、健康医療部次長、環境部次

長、都市計画部次長、都市計画部住宅政策室長、土木部次長、消防本部次長、水道部次長、学校教育部次長、地域教育部次長

2　幹事会は、推進本部の所管事務について本部会を補佐する。

3　幹事会に座長を置き、障がい福祉室長をもって充てる。

4　幹事会に副座長を置き、子育て政策室長をもって充てる。

5　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6　幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

7　座長は、必要があると認めるときは、幹事会の組織員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（作業部会）

第７条　本部会議に、その所掌事務を調査研究等をするため必要があるときは、作業部会を置くことができる。

2　作業部会に属する部会員は、本部長が指名する。

3　作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ本部長が指名する。

4　部会長は、部会に会務を掌理する。

5　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6　部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

（庶務）

第８条　本部会の庶務は、福祉部障がい福祉室及び児童部子育て政策室において処理する。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要のある事項は本部長が定める。

用語の解説

用　語	解　説	該当ページ
あ行		
ＩＣＴ	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。 福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。	52,87,94,96
医療的ケア	病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの「日常生活に必要な医療的な生活援助行為」をいい、「治療行為としての医療行為」とは区別されるもの。	34,35,42,44,51,75,76,77,78,108,115
医療的ケア児	日常生活において、人工呼吸器や経管栄養、たんの吸引など医療機器の使用や医療的援助を必要とする児童のこと。	2,43,44,45,102,108,109
か行		
基幹相談支援センター	地域の相談支援体制の拠点となり、対応困難事例への対応や権利擁護等の支援を行うとともに、地域課題に対し地域の支援ネットワークを構築し解決に向けた取組を進める機能を持つ。本市では障がい福祉室に設置している。	41,42,52,58,59,63,64,65,66,81,83,94,111
強度行動障がい	自分や他人の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、飛び出しなどの危険行為等の行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。	3,17,19,20,37,42,49,50,51,54,58,59,75,76,77,78,102
居住支援協議会	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の規定により、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため組織され、大阪府では「Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会」が設置されている。	83
計画相談支援事業所	障がい福祉サービス利用者に、サービス等利用計画書を作成し、安心して生活できるように、サービス提供のサポートをするところ。	59,64,79,102,110
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の意思やニーズの表明を支援し代弁し、権利を守ること。	2,34,51,83,84

用　語	解　説	該当ページ
高次脳機能障がい	けがや病気により脳に損傷を受けたことが原因で生じる認知面の障がいで、感情のコントロールや相手の気持ちを理解することが難しくなる症状がある。	17, 20, 35, 49, 51, 54, 69, 75, 76, 78, 102
合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。	3, 37, 52, 94, 98
コンサルテーション	異なる専門性をもつ複数の者が、対象者に対する支援について検討し、より良い援助のあり方について話し合うプロセスのこと。	100, 101, 102, 104, 116
さ行		
重症心身障がい児	重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1．2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A 判定）とが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある児童のこと。	34, 35, 43, 44, 102, 107
障がい者活躍推進計画	公務部門において、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できる場の拡大の取組を進め、自律的なＰＤＣＡサイクルが確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により策定する計画。	61
障がい者相談支援センター	障がいのある方やその家族に対して、身近な所で相談でき、制度やサービスの提供等を通じて、日常生活のサポートを行うところ。	24, 25, 35, 41, 50, 51, 59, 64, 68, 83
障がい者優先調達	障がい者の経済的な基盤を確立するため、障がい者就労施設等から、物品及び役務を優先的に調達することをいう。	50, 62
吹田市域療育等関係機関連絡会	障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するため、必要な関係機関相互の連携体制をいっそう充実させることを目的として設置された障がい児等の支援に関わる庁内外の関係機関との連絡会のこと。	106, 108, 109
吹田市合理的配慮庁内推進会議	合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行うための会議	94
吹田市障がい者福祉事業推進本部	障がい福祉事業の庁内での連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するために設置するもの。本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、構成員は関係所管の部長級職員。	7, 123, 129
スーパーバイズ	障がい者施設等において取り組む支援について、発達支援の専門家などから助言、指導をしてもらうこと。	100, 101, 102, 104, 116

用　語	解　説	該当ページ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。	38, 39, 48, 49, 55, 56, 91,
ソーシャルスキルトレーニング	対人関係における状況に応じた適切なふるまいなど、社会で他者と関わりながら生きていくうえで欠かせないスキルを身に着ける訓練のこと。	104
た行		
地域自立支援協議会	障害者総合支援法の規定により、地域における障がい者等への支援体制について、情報共有し地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置するもの。障がい者等や福祉、医療、教育又は雇用等関係機関が協議し相互連携を図る。	39, 40, 41, 50, 52, 63, 64, 94, 101, 103, 106, 120
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。 吹田市では、多機能型の拠点施設「くらしの支援センターみんなのき」、市内の各サービス事業所と連携した支援体制（面的整備）を構築する。	38, 39, 40, 58, 59
な行		
日中サービス支援型グループホーム	重症化・高齢のため日中活動系サービス等を利用できない障がい者を対象とするグループホームをいう。	39, 50, 59
は行		
発達障がい	脳の一部に障がいがあり、理解や行動、対人関係やコミュニケーションの難しさ等の特徴を持つ場合をいう。	17, 19, 20, 22, 31, 50, 64, 69, 110,
パブリックコメント	市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民から意見等を求める手続。	7, 123
バリアフリー	もとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味の住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	35, 52, 94

用　語	解　説	該当ページ
バリアフリー吹田市民会議	障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場。	94
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復をめざす取組。	22, 50, 64, 65
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム	発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。	37, 104, 110
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。	31, 110
や行		
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	35, 52, 94, 100
ら行		
療育	障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにすることを目的に行う、日常生活における基本的動作や集団生活に適応するための指導及び訓練や、自立生活に必要な知識技能の付与または治療を指す。	2, 4, 11, 13, 14, 17, 27, 28, 29, 33, 35, 37, 81, 101, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 115, 116, 122

吹田市障がい者支援プラン
（第７期吹田市障がい福祉計画及び第３期吹田市障がい児福祉計画）

令和６年（2024年）３月

発行　吹田市福祉部障がい福祉室
〒564-8550　吹田市泉町1-3-40
電話 06-6384-1349　　FAX 06-6385-1031
吹田市児童部子育て政策室
〒564-8550　吹田市泉町1-3-40
電話 06-6170-7224　　FAX 06-6368-7349

この冊子は450部作成し、１部あたりの単価は600円です。